

2 日 目 (1 2 月 2 日)

第4回福生市議会定例会会議録（第19号）

平成21年12月2日福生市議会議場で第4回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	大野 聰君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	原島 貞夫君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市長	加藤 育男君	副市長	坂本 昭君	教育長	宮城 眞一君
企画財政部長	田中 益雄君	企画財政部参事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境部長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども家庭部長	町田 正春君	都市建設部長	小峯 勝君	会計管理 選挙管理 委員会 事務局長	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参事	川越 孝洋君	榎戸 宏君	
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉野 栄喜君	議会事務局次長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
--------	--------	---------	--------	---------------	--------

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第4回福生市議会定例会議事日程(2日目)

開議日時 12月2日(水) 午前10時

日程第1 一般質問

日程第2 議案第64号 福生市組織条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第66号 福生市水道事務所設置条例を廃止する条例

日程第4 議案第65号 福生市特別会計条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第67号 平成21年度福生市一般会計補正予算(第3号)

日程第6 議案第68号 福生野球場整備工事請負契約について

日程第7 議案第69号 市道路線の廃止について

日程第8 陳情第21-8号 東京都住宅供給公社の家賃値上げ反対に関する陳情書

日程第9 陳情第21-9号 東京都に75歳以上の医療費の無料化を求める陳情書

日程第10 陳情第21-10号 食料の自給力向上と、食の安全安心の回復に向けて、
食品表示制度の抜本改正を求める意見書の提出を求め
る陳情書

日程第11 陳情第21-11号 都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入反対の意
見書採択に関する陳情書

午前10時 開議

○議長（大野聰君） ただいまから平成21年第4回福生市議会定例会2日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（大野聰君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては、昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしく願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） これより日程に入ります。

日程第1、初日に引き続き、一般質問を行います。

まず、14番増田俊一君。

（14番 増田俊一君質問席着席）

○14番（増田俊一君） おはようございます。御指名をいただきましたので、通告に基づき1項目、福生市地域防災計画の改定について一般質問をさせていただきます。一括方式をお願いをさせていただきたいと思っております。

今年度の実施計画にありますように、現在、その改定に着手しているところと思いますが、内容としては東京都の防災計画などが平成19年3月に改正されており、それらとの整合性を図るのが今回の改定の主な目的と伺っております。

昨日の清水議員からもございましたように、近年、平成16年、平成19年の新潟中越地方の地震、平成17年の千葉県北西部の地震、そして昨年6月の岩手・宮城内陸地震など、国内外の各地で大きな被害をもたらす震災が頻発するとともに、地球温暖化などの世界的な規模の気候変動を原因とした洪水や暴風雨の被害も増加するものと予測されております。

このようなことから、国の防災政策も、これまでの被害を起こさないという考え方から、起こることを前提にした、いわゆる、事前・事後に被害を軽減するという「減災の発想」への転換が図られてきております。

また、今日の少子高齢化などによる社会構造の変化を受け、被災後の地域経済や、地域コミュニティの再生、個人や家族の生活の回復の可能性を高めることを目標としました、事前・事後を統合した防災施策、つまり地域防災計画とは別に防災行動指

針を定めたり、藤沢市のように水害をテーマとしました「災害シナリオ・ワークショップ」を開催するなど、さまざまな取り組みが、全国各地で展開されてきております。

私が調べたところでは、市でまだ特にそこまでの取り組みがなされていないように思われますが、市内の地域によっては、土砂崩れ、水害などの危険性の高い地域もありますので、少しでもそれらの地域の災害リスクを減らす災害に強いまちづくりが、行政や関係機関に求められるのではないかと思います。

そこで、今回の計画改定を契機といたしまして、全国の自治体で取り組み始めました地域コミュニティを軸にした「防災・減災ネットワーク」の構築に、市でも取り組むべきではないかと考えますので、その点を踏まえて、何点かお伺いをさせていただきます。

1点目として、平成16年度策定の防災計画では、災害対策基本法に基づき、防災行政機関による対策と個人や家庭、企業などの自己責任に基づく対策、そして、地域コミュニティやボランティア・ネットワークによる対策等の役割と責務などが明記されておりますが、概して形式的な記述にとどまり、具体性や実行性に欠けているのではないかと思います。

災害対策基本法では、主体の多様性を前提としているものの、実際これまで行ってこられました防災対策は、防災行政機関を中心として展開されてきたのではないかと。

事実、これまで多くの自治体にその傾向が見られ、ここに来て、改善策が講じられるようになってきておりますが、福生市もまだ、市民の皆さんとの協働による活動というよりは、行政主導型の、市民の皆さんが行政にお任せするという行政への依存性が高いのではないかと思いますので、この点につきまして、まず初めに、御見解をお聞かせいただければと思います。

次に、2点目として、今回改定する目的やねらいと、主な内容についてお聞かせをいただければと思います。

それから、3点目として、この計画を策定するに当たって、市民の皆さんの意見を聞く場が設けられているかどうかでございます。

計画過程への市民の皆さんの参加・参画は、大変重要なことですので、計画策定、つまり工程表をつくられていると思いますので、事業化されるまでの流れ、そのタイムスケジュールをお聞かせいただければと思います。

それから、最後に4点目として、これまで教育行政、学校教育と生涯学習とございますが、とは別々に事業展開されてきているようでございますので、今回の改定で、行政を一体化させた取り組みとして、教育行政との横のつながり、昨日、乙津議員もこのことに触れておりましたが、連携・協力による、諸事業を展開していくお考えをお持ちかどうか、お聞かせいただければと思います。

以上、4点になりますが、御答弁どうぞよろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) おはようございます。それでは、増田議員の御質問にお答えいたします。

福生市地域防災計画の改定についての1点目、平成16年度策定の地域防災計画の評価についてでございます。

防災は、自分自身の身は自分で守る「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合う「共助」、行政による「公助」の3要素が効果的に組み合わせられることによって、効果を上げられると言われております。

少子高齢化が進む中、今後、地域社会における共助の役割が大きくなると考えられ、災害時における要援護者対策など、高齢者等を地域ぐるみで支援することも、重要な課題となってきております。

「共助」とは、運命共同体のような、同じ地域に住む人など、暮らしや仕事の利害を共にする人同士の助け合いでございます。以前はこの組織がしっかりとっていて、その力によって地域が支えられていました。しかしながら現在は、コミュニティーに参加しない人もふえ、組織力がだんだん弱くなってきており、地域に住んでいる人の力だけでは、どうにもならない部分が出てきております。これからは、地域で働く人たちや、事業所、小中学生、高校生、大学生など、地域にかかわる人たちを、もっと共助の仕組みの中に取り込んでいく必要があるのではと考えられます。

福生市は、災害対策に対するハード的な面、例えば、防災行政無線のデジタル化の整備や、耐震性貯水槽の設置など、災害に備え整備・強化に常に努めておるところでございます。

ソフト面においても、例えば、全市的な取り組みとして、総合防災訓練を実施し、各関係機関・自主防災組織に参加をしていただき、いつ何どき起こるかわからない大地震に備えた訓練を毎年行っており、各地域でもそれぞれ趣向を凝らしながら、さまざまな防災活動を実施し、地域の防災力向上を図っていただいております。

このように、市といたしましても、市民の皆様が安心して暮らせるよう、災害時に備えて地域防災計画に基づき、さまざまな環境整備や体制づくりの強化に努めているところでございます。

議員御指摘のとおり、どうしても行政が主体とならざるを得ない部分が多くなってしまうことは、行政として、市民の皆様の生命、財産を守るには、大切なことだと考えております。

しかしながら今後は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、「自助・共助」の精神を持つての、地域のお力が必要であると考えております。

このためにも、今年度、見直しをしております地域防災計画の中にも掲げております、災害時要援護者などの避難誘導の支援などの避難体制の強化や、避難者を減らせるような対策の推進などを、自助、共助、公助の3要素が効果的に連携して、発揮できるような体制づくりができればと考えております。

次に、2点目の改定する目的と主な内容についてでございます。

新潟地方の地震や千葉県北西部地震等の発生、また、新潟・福島豪雨や東京都区部における集中豪雨等が発生しており、これらの災害から、減災対策や避難等応急対策に関しての知見が得られております。

また、東京都では、首都直下地震の被害想定公表を、平成18年5月に行いま

した。それとともに、近年の集中豪雨災害の教訓や、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等指定の進展を踏まえ、平成19年、東京都地域防災計画の震災編と風水害編の改正を行い、さらに平成21年には、兵庫県福知山線における脱線事故等を踏まえた大規模事故編の改正を行いました。このような、過去の災害から得られた防災対策への知見を反映し、東京都における地域防災計画との整合性を図るために改正いたしましたのでございます。

主な改正内容といたしましては、新規に追加するものとして、死傷者数を半数以下にする、避難者を減少させるなどの減災目標を設定したこと、災害時における事業継続計画、BCPの策定に関すること、また、大規模事故に対する活動体制の強化に関するなどが挙げられます。修正箇所としては、先ほども申し上げましたが、災害時要援護者などの避難誘導の支援など、避難体制の強化などが挙げられます。

次に、3点目の市民の皆様への御意見を聞く機会につきましては、現在、関係機関等で計画の素案を確認中でありまして、今議会へも経過説明をさせていただき、1月にはパブリックコメントを実施する予定でございます。

さらに東京都との協議、防災会議及び議会へも報告をさせていただき、その後公表し、計画を実行してまいりたいと考えております。

次に、4点目の教育行政との連携・協力による新たな取り組みについてでございますが、災害に強いまちとは、まちの施設や環境が安全で快適に整備されていることと同時に、地域の人たちが助け合える、共助できるような関係が構築されていることが不可欠であると考えます。こうしたまちづくりを進めていく上で、教育委員会とも連携して、どういった事業ができるか、今後検討してまいりたいと考えております。

以上で、増田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○14番（増田俊一君） 御丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

この計画は、平成16年度からということでございますので、5年が経っておりますが、御答弁にございましたように、新たな取り組みとしての減災目標の設定や、災害時要援護者などの避難誘導の支援など、避難体制の強化が盛り込まれていることでございますので、確かに、これまでのハード的なものからソフト面へと移行しようとする姿勢は、少子高齢化や、御答弁にありましたような、自助、共助、公助のうち、特に共助、互助に対して対策を講じようとするということでございますので、時宜を得た、本当に理にかなったことと思っております。

言いかえれば、防災・減災という観点から「福生は災害に強いまち」と言われるような仕組みをつくっていかうということになるかと思いますが、災害に強いまちをつくり上げていくには、市長が言われるように「地域の力」がどうしても必要であり、地域の皆さんに行政としての考えを伝え、御理解、学習をいただき、地域の皆さんとの協働で「防災・減災ネットワーク」をつくり上げていくことではないかと思っております。

平成16年の計画でも、確かにそれらのことは書かれておりますが、先ほど言いましたように、概して、形式的な記事にとどまっており、具体性や実効性には欠けていたのではないかと思います。

今回の改定では、これまでの、どちらかという制度的な地域防災計画に、新たに死傷者数を半数以下にするといった数字目標を設定するなど、一步踏み込んだ実行性のある行動指針も、含んだものにしていこうというものではないかと感じましたので、あえて再度お尋ねさせていただきますが、市長が言われるように、自助、共助、公助の3要素が効果的に連携して発揮できるような体制が整ったといいますか、確率された、いわば、行政が目指す理想の姿ではないかと思いますが、その3要素が効果的に連携して発揮できるような体制とは、具体的にはどのような形なのか、まず初めにお聞かせをいただければと思います。

それから、2点目として、今回の改定でお話のように、改善策として、災害時要援護者などの避難誘導の支援など、避難体制の強化などが盛り込まれておりますようですが、その辺のところは、後に原田議員も質問されるようでございますので、私の方では概略で結構ですので、お聞かせいただければと思います。

それから、3点目といたしまして、首都圏におきましてはいくつかの震源になりうる断層が発見されております。身近なところでは、活断層と言われております立川断層があります。この活断層のずれによって地震が発生しますと、震源が私どもの場合は近いので、大きなダメージを受ける可能性があるわけでございます。

この10月から、東京都が福生市内全域で、土砂災害危険箇所の調査を実施するようでございますが、そのことが10月1日号の広報にも掲載され、市民の方から問い合わせがございましたので、もう少し詳しくお教えいただければと思います。

それから、4点目でございますが、市民の意見を聞く場ということでございます。

大変大事なことでございますが、今お話がありましたところでは、関係部署というか、公的機関のところへ計画の素案を確認しているところということで、今議会でも説明いただけるようなこともございますが、来年の1月にはパブリックコメントを実施し、また、防災会議等で報告して、これから実行されていくということでございますが、一つここで確認させていただきたいのが、このような大きな、重要な計画を策定あるいは改定しようとする場合は、市民会議や市民会議主体のフォーラムの開催など、市民の皆さんの意見を反映するための場がきちんと位置づけられていると思いますが、計画、立案の段階での協働として位置づけ、パブリックコメントとは少し異なり、直接、市民の皆さんと意見を交換する場が設けられるのではないかと思いますので、その辺のところはどうなのか、お聞かせをいただければと思います。

それから、最後に5点目として、教育行政との連携・協力についてでございますが、どういった事業ができるのか検討したいということでございますので、このことについては、今回、私の質問します主旨でもございますので、ぜひお願いをさせていただければと思います。

それから、御存じのように、東京に住む我々にとって一番怖いのが、いつ起きてもおかしくないと言われております東京の直下型地震でございます。

この10月の末に、総務文教委員会で、神戸市にあります「人と防災未来センター」を視察してまいりましたが、センターには震災の資料が16万点以上、毎年10から20件の寄贈の申し出があるそうでございますが、そこには、防災・減災ワークショップのコーナーも設けられておりまして、実験やゲームを通して、災害や防災について学習できるようになっておりました。

都市型地震の怖さと言いますか、平成7年に発生した阪神・淡路大震災による神戸市内のビルの倒壊や、住宅密集地での火災・延焼などが復元展示されておりまして、本当に、都市型地震の恐ろしさをまざまざと見せつけられたところでございます。

また、以前、私どもの会派でも、視察で淡路島へ勉強に行つてまいりましたが、そこでも現存されておりました地面の段差のずれのすごさなど、マグニチュード7クラスの地震のすごさを見て来ましたが、全国の各自治体では、阪神・淡路大震災を契機に、被害を防ごうという考えから被害を軽減するという減災への取り組み、つまり、それまでの行政からの、どちらかというと一方通行的なものではなく、先ほども申し上げましたが、地域の皆さんと行政との相互の連携、つまりネットワークを形成することにより減災の効果がより発揮されるとの考え方だと思いますが、行政の防災計画とは別に地域の皆さんとの協働作業、ワークショップ形式などによりますその地域独自の防災行動計画をつくっているところがふえてきております。

しかし、まだ一般的には、万が一のときは、消防や警察、行政がすぐに駆けつけてくれるからといった、行政や公的機関に対する依存がまだまだ強く、被災経験をお持ちの方の地域とでは、防災に対する意識の温度差があることも事実だと思います。

行政や公的機関と市民の皆さんとの防災・減災に関する情報の共有の差、言いかえれば、行政の防災計画とは別に、「行動」という言葉が入った、その地域独自の防災行動計画、アクションプログラムがつけられ、日頃の学習や訓練が定期的に行われているかどうかの違いではないかと思われまます。

そこで福生市でも、例えば地震については、福生市内全域の問題としてとらえる必要がございますが、市内には先ほども申し上げましたように、土砂災害や水害による被害が想定されております地域があります。

残念なことではございますが、それらの自然災害を完全に防ぐことはできませんが、被害を小さくすることはできるはずですので、他の自治体で進めている先進的な事例を参考にいたしまして、今回の改定を機に、時間はかかると思いますが、着実に少しずつでも行政として、その災害リスクを減らす、市民の皆さんとの協働による方策を講じていただくべきではないかと思ひます。

もちろん行政だけでなく、行政と関係機関、そして、地域の皆さんが、それぞれの役割を果たしながら、防災・減災について、今回から数値目標が設定されますように、その目標を共有し、連携を深めていくことにより、被害を最小限に抑えることが可能となるはずでございます。

これまでも、いろいろと努力はされてきていると思いますが、一つの例として、以前の調査のことで恐縮でございますが、国土交通省が水防法第10条に基づき、南田園地区を1メートルから2メートルの浸水が想定される地域と、また、北田園の一

部区間を重要水防箇所として指定しておりますが、市として、これらの地域を今回の改定で、防災・減災のモデル地域に位置づけしてはどうかと思うわけでございます。

そして、その地域の皆さんに呼びかけ、関係機関とも連携をとりながら、地域の皆さんと一緒に、全国に見られるようなワークショップ形式などによって、地域独自の防災行動計画をつくり、学習や訓練が定期的に行えるようにしてはどうかと考えるわけでございます。

そこで、お聞かせいただければと思いますが、これらの地域ではこれまでどのような形で事業が展開されてきたのか、また、教育行政の方でも、防災・減災に関する事業を小中学校と生涯学習分野とで、それぞれ実施されておりますが、それらの現況についても、お聞かせいただければと思います。

以上5点となりますが、御答弁のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務部長（野崎隆晴君） おはようございます。それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず自助、共助、公助の連携による体制づくりについてでございますけれども、「災害に強いまちづくり」と申しますのは、住宅の耐震化や不燃化が進み、かつ、まちの基盤でございます道路が、救急車や消防車がいつでも活動できるように整備をされ、それと、地域の方々が活動するための公園や広場が確保され、また、緑化がなされており、さらに、貯水槽や防災無線などの防災設備が整備をされているようなまちであると、そのように考えますが、ただ、それだけでは万全ではないと考えております。

阪神・淡路大震災の際におきまして、最も多くの被災者の方を壊れた住宅から救出したのは、地域の方々でございます。また、被災後の生活の中でも、支え合い、助け合ったのは地域の方々でございます。このように、地域の方たちが助け合えるような関係が構築されていることが大切であると、そのように考えております。

大地震や豪雨などの自然現象は、人の力では食い止めることはできませんが、災害による被害は、自分たちの日ごろの努力によって減らすことができるのではと考えられるところでございますが、行政による「公助」は言うまでもございませんが、自分の身は自分で守る「自助」、それに、地域や身近にいる方同士が助け合う「共助」、このことが災害による被害を少なくするための大きな力となってまいります。

ただし、身の回りの方を助けるには、まず、御自分が無事でなければなりませんことから、自助あつての共助でございます。ふだんできないことは、災害時に行うことはできないことはいうまでもございませんが、ふだんできていても、災害時のいざというときにはできるとは限りません。

したがって、日ごろから自分でできること、家族でできること、また、御近所と力を合わせてできること、このことなどについて考え、話し合ったり、訓練を重ねたりして災害に備えていることが必要でございます。

こうした一人一人が防災意識を持つことから、自助から共助へ、そして公助へとつながり、力が発揮され、災害に強いまちづくりができるのではと、そのように考えているところでございます。

続きまして、災害時の要援護者の方に対する避難体制についてでございますが、災害時要援護者、これは高齢者や障害者の方、それに乳幼児や妊婦の方、あるいは病気の方や外国人の方も含まれてくると思っております。

この方々の安全確保について、御本人の同意を得て、必要最低限の情報を関係機関や地域の方に情報提供し、災害時に迅速かつ的確に安否確認や、避難所、避難誘導等の支援ができる、災害時要援護者登録制度、このような体制をつくりまして、来年度からの実施を目指して、現在、庁内で最後の詰めの検討をしている、そのような状況でございます。

次に、東京都で実施をしております土砂災害危険箇所の調査内容でございますけれども、東京都では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害危険箇所の調査を西多摩全域で進めておりまして、現在、福生市において、がけ崩れや土石流、地すべり等の危険箇所を把握するために、市全域の土砂災害のおそれがある箇所において、現地調査を進めております。現地調査時期は、平成21年10月から22年3月までの予定でございます。市内約30カ所の調査を予定とのことで、1カ所につき、時期を分けて2回から3回程度、調査時間は、1回二、三時間とのことでございます。

調査内容でございますが、危険箇所の地形測量、斜面の地質などの状況確認、建築物の位置の確認などがございます。なお、調査に伴い、住宅等の敷地への立ち入りをお願いするようでございますが、家屋内で立ち入ることはないようでございます。また、調査の直前には、調査会社が該当する全家庭、事業所へ書面をもって連絡し、調査内容と調査員の身分等を明らかにするようでございます。

なお、調査終了後、おおむね2年後には、区域指定に関する説明会を、東京都により開催するとのことでございます。

続きまして、地域防災計画の市民意見の聴取についてでございますけれども、災害対策基本法に基づきまして、各自治体には、防災会議を置くことといたしておりますが、その所掌事務として、福生市防災会議条例の中で福生市防災計画を作成し、その実施を推進することといたしております。

したがって、現在、福生市防災会議委員が所属をいたしております各関係機関等へ計画の素案の確認、御意見等をいただいているところでございまして、取りまとめ後、議会へ報告をさせていただき、1月にはパブリックコメントの予定をいたしております。

防災会議委員は、現在、市長を会長といたしまして、27名でございます。メンバーには、指定行政機関でございます国土交通省や東京都西多摩建設事務所など、さらに警視庁や東京消防庁、市消防団、また、ほかの指定公共機関といたしましては、JRやNTT、東京電力、西多摩運送、武陽ガス、公立福生病院、大聖病院、目白第二病院などから、市長が任命した方々となっております。このように、各方面の方から御意見等をいただく中で策定を進めている、そのような状況でございます。

続きまして、土砂災害や水害による被害が想定されている地域などで、どのような事業がなされているかということでございますけれども、福生市洪水ハザードマップにも記載をいたしておりますが、南田園地区の一部は、大雨により多摩川がはんら

んした場合に浸水が想定される地域となっております。この地域では、自主的に4地区の自主防災組織が合同で、毎年水防訓練を実施をいたしております。

災害に備え、地域の皆さまがお互いに助け合える、共助できるようなネットワークづくりを構築し、少しでも災害に対しリスクを減らすような体制づくりを進めていただきまして、地域の防災力の向上を図っていただいております。

私からは、以上でございます。

○参事（川越孝洋君） 私からは、学校での防災教育についてお答え申し上げます。

学校教育では、防災教育につきまして、すべての小中学校が学校防災計画及び安全教育年間指導計画を作成しております、組織的、計画的に防災教育を実施しているところでございます。

具体的には、火災や地震を想定をいたしました毎月の避難訓練に加えまして、年間を通し消火訓練、あるいは通報訓練、安全指導などを計画的に実施しております。

また、毎年の防災の日には、小学校では保護者等によります引き取り訓練、中学校では集団下校訓練を行っております。

指導室といたしましても、今後ともいつどこで起こるかわからない災害に対処できるよう、防災教育の効果的な実施の支援を進めてまいりたいと考えているところでございます。学校の防災教育につきましては、以上でございます。

○教育次長（宮田満君） 生涯学習分野での取り組みでございますが、公民館では、平成16年度以降、地震講座を実施しております。この事業は、阪神・淡路大震災の、特に都市における被災状況の大きさに危機感をもちまして、学習会の開催が必要であろうとの認識から企画し、実施いたしているものでございます。

この地震講座では、立川市の防災センターに出かけまして、震度5相当の揺れや、火災発生時の煙体験、初期消火での消火器使用などを体験しております。また、阪神・淡路大震災で、実際に行われました住民同士の助け合いの取り組みなどの話を研究されている方から話を聞くなど、日常暮らしている地域社会での共同の取り組みが重要であるとの学習をしてまいりました。

参加された市民の皆様からは、「非常に身近な問題と感じた」などとの声が寄せられているところでございます。このような体験学習を継続して行うことが、非常に必要であると考えております。以上、答弁でございます。

○14番（増田俊一君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、意見や要望をさせていただきたいと思っております。

今お話がございました要援護者の登録制度ですか、大体お話をわかりました。ありがとうございます。これは一言で言えば、非常にこれを取りまとめていくのは大変なことだと思います。今、個人情報とか、いろいろ厳しいときでございますので、それなりのことは必要になってくると思いますので、ぜひ何とか体制づくりをしていただければと、思います。

それから、土砂災害の件でございますけれども、先ほど言いましたように、立川の方の活断層という言葉がございまして可能性がありますが、あとは大雨とか、多摩川の、ある意味では、そんなことはまず……というふうにも思いますけれども、は

んらんして、それによって、被害をこうむるということもございまして、東京都は、この結果を公表される2年後に説明会を開くということもございまして、2年と言いますとちょっと長い期間でございまして、忘れがちですけれども、ぜひ、その点のところは、東京都の方に強く要望をしていただきまして、厳密で的確な調査をお願いすると同時に、市民の皆さんへ情報公開をお願いできればと思います。

それから、防災会議のところでは、ありがとうございました。いろいろと詳しくお話をいただきましたが、いずれにしても、この防災会議は、公的機関が主体で構成されているようでございまして、今の時代の流れと言いますか、その中に市民の皆さんの代表を入れた会議が行われるようになってきております。

例えば浜松市でございまして、交通の規制に関する問題をテーマにして、時間差で市街地に侵入する方法を公的機関だけで検討してつくり上げたところ、商店街の大きな反対がありまして、そのようなことから改正されまして、今、別の市民の皆さんと一緒に合同の会議が設けられて策定されたということで、話題にもなっておりますので、その辺のところ、今すぐということではないと思いますけれども、ぜひ市民代表の方も入れるような方向へ、これから進めていただければと思います。

それから、最後に私がどうしてもここで、何回も何回も強調させていただいておりますのは、やはりあの災害に強いまちづくりでございまして。

お話がございましたような考えを、ぜひ市民の皆さんにアピールと言いますか、お知らせをしていくことは大事ではないかと思っておりますので、この辺のところにつきましても、策定されましたら、市の広報で特集記事、できたら特集号みたいなことができれば一番でございまして、掲載して御理解をいただき、そして、学習していただくをお願いしてはどうかと思っておりますので、この点につきましても、まず要望をさせていただきたいと思っております。

それから、先ほどの阪神・淡路大震災でございまして、少し触れさせていただきましたが、阪神・淡路大震災は、御存じの方も本当に多いと思っておりますけれども、家屋の崩壊は約64万件、亡くなられた方が約6000人、これの経済的な損失と言うと、9兆6000億円ということですから、大変な金額になるかと思っております。そして何よりも一番なのが、この中で、家の中で生き埋めになった人が3万5000人、これを消防団などの公的機関の人たちにより救助されましたのが8000人、一般の人に助けられた人数が2万7000人とされておりまして、大体8割の人たちが、地域の皆さんによって助けられたという事実がございまして。

いかに日ごろの近所づき合いが大事なことだと思っておりますけれども、お話にもございましたが、自分の身は自分で守ると言う「自助」と、地域や身近にいる人同士や、助け合うという「共助」こそが、災害による被害を少なくするための大きな力となり得るわけでございまして。

東京都でも、本当にいろいろと実施計画、国でもありますけれども、いずれにしても、私たちが知るべき知識としては、専門家の知識と、それから、地域の知識、災害の教訓といった情報をもとにした、地域の皆さんと話し合った防災対策が、市の方では講じられれば一番よいのではないかと思います。

そのためには、今お話しいただきましたような、行政や関係機関による体制づくりの強化や、地域の皆さんが研修会や講習会、また、防災訓練に参加してもらうことも大事なことでございますが、今一步踏み込んでいただきまして、行政や関係機関の方々に加えて、地域の皆さんが参加したワークショップ形式による学習の機会、場を設けてはどうかと、御提案をさせていただければと思います。

このような研修会や講習会は、会の性格上やむを得ないことでございますが、どちらかと言うと、講師などの方々の一方通行的になりがちで、会場を出ますと、地震などの怖さは強く焼きつけられるようでございますが、概して、それ以上頭に入ってこないということで、いざというときの対応をどうしたらいいかというのは、別の問題になり得るようでございますので、そのようなところで、どうしても学習し身につけていただく必要があるわけです。

そこで、力を発揮するのが何といたっても教育機関でございます。その中でも、社会教育機関、公民館は、市民の皆さんの課題を解決・解消するために、当事者意識を持ち、共有の課題として解決しようという学習意欲のある仲間の人たちが主体となった学習を公的に保障する教育機関と理解しております。

つまり、防災に強いまちづくりのために、欠かすことのできない人づくり、防災にたけた福生人を生み出す重要な機能と役割を持っている教育機関であります。

公民館との連携・協力によりまして、ぜひその機能を発揮していただいて、防災ネットワークの構築を図っていくのがベストではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいのですけれども、公民館にはそのノウハウがありますので、そういった事例としては、全国でもございますので、ぜひそういう先進的な事例を参考にして、取り組んでいただければと思います。

いずれにいたしましても、次の改定までは5年ございますので、取り組みについては、お金がかかるわけではございませんので、ぜひ、前向きな検討をされますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。

いろいろと御丁寧に御答弁いただきまして、ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、12番串田金八君。

（12番 串田金八君質問席着席）

○12番（串田金八君） それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。地籍調査について3項目、動植物の生態系について3項目質問いたします。

初めに、地籍調査については、平成20年第1回の定例会で一般質問をさせていただきましたが、その後1年9カ月余りが経過して、今年度からは、本格的に調査が始まっているわけでありますが、その進捗状況等について、質問をさせていただきます。

地籍調査事業の概要については、前回述べさせていただきましたので多くは触れませんが、国土調査、地籍調査事業は、法の定めを言うまでもなく、また、前回の御答弁でも、その道路整備等の必要性・効果など認められているとおりで、福生市としても、早急に進めなければならない事業だと思っております。

同事業の調査関係費の公務負担割合は、現状では、国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1となっており、かつ市負担4分の1のうち8割が、特別交付税として交付されることになっていると聞いております。また、市民等関係者には、たしか費用負担は生じないことになっていると覚えております。このことにより、市の負担は、実質的には事業費の5%程度になりますが、財政負担に比較して、将来にわたる効果は非常に大きいものと私は考えております。

そこで、今回の一般質問は、地籍調査の進捗状況ですが、全国的にどの程度実施されているのか。当市の本年度の進捗状況はどうか。また、福生市では、今後どのような事業に利用を考えているのか。具体的な例を教えてください。

以上3点ですが、よろしく申し上げます。

次は、2の動植物の生態系についての(1)の福生の生態系について質問します。

それでは、大昔の話から始めます。人間がこの福生の地に住み始めたころには、たくさんの動植物が自然の中に溶け込んで、生き生きと生息していたと察します。

その後人間によって動植物の里の聖域はなくなってしまい、山奥へと追いやられる羽目になりました。近年では、そんな山奥にも人間が入り込み、山からえさを求めて、また、縄張りの確保などで、この福生市にも小さな自然を求めて、日本古来のキツネやタヌキ・ウサギなどが生息していると思われまます。その福生市の小さな自然の中に、近年のペットブームで飼いきれなくなった生態系を壊す外来種がたくさん入ってきていると思われまますが、最近の外来種を含めた被害や目撃情報などがありましたら教えてください。

次に、(2)の多摩川の生態系について質問します。

多摩川の植物といえば、羽村市との境のカワラノギクが保存種になっておりますので、大事に育てていきたいものです。ほかには、お盆のときに使う、編んで綱をつくる「茅(ちがや)」や、お手玉の中に入れる「数珠の実」や、最近では、ほとんど見られなくなった「カラスウリ」などが保存したい植物の一部です。また、日本各地で大発生している外来種の「セイタカアワダチソウ」などの外来種の生息で、在来種の減少被害などが、福生市にあるのかお尋ねします。

次に、多摩川に生息している鳥類はいかがでしょうか。

以前には、朝になると「コジュウケイ」のうるさい声がよく聞こえていましたが、最近では全く聞こえなくなりました。うるさいけれども、聞こえなくなると寂しいものです。先日、雨上がりのホテル公園に行った時のことです。偶然見ることができたのですが、明るい瑠璃色の背中とオレンジ色の胸と、独特な大きなくちばしを持った清流のハンター「カワセミ」が、枝にとまって一心に小川を見つめて小魚を狙っているところでした。蛍を見るのもいいですけれども、福生でカワセミを見られることも何とも言えない気持ちになれて、「福生の自然もまんざらでもないな。」がその感想です。そんなささやかな福生市の小さな自然に感動いたしました。

次は、上野の不忍池から多摩川にえさを求めて飛んでくる、黒い鳥の軍団「カワウ」が押し寄せて、多摩川の魚を食べつくしてしまうという被害情報が何年か前にありました。その後、五日市の私市順一氏が考案した仕掛けで、東京都から駆除の許可

をもらい、300羽以上ものカワウの捕獲に成功したことを聞いております。その後、この12月にも駆除の許可がおりるので、秋川と多摩川の両方に、それを仕掛けるそうです。これで多摩川の魚は大丈夫だと思っているやさきに、新聞紙上にも載っていましたが、秋川漁業組合が東京都の協力を得て、ブラックバス・コクチバスの捕獲作戦を決行いたしました。

昭和堰上とその上流に網を張り、だんだんつぼめていき、はさみうちにしてあきる野市のサクリ保存会のサクリ部隊と、投網部隊とでコクチバスの捕獲をしたのですが、水深が三、四メートル以上と深すぎて、二、三十センチのコクチバスが24匹と、いまいちの捕獲だったそうです。また、第2弾の捕獲作戦も近々考えているそうです。

秋川漁業組合の方が、「ブラックバスやコクチバスのほかに、ピラニアなどの外来種が、相当繁殖して多摩川や秋川の生態系がめちゃくちゃになり始めている」と興奮気味に語っていました。そのブラックバスですが、驚くほどの大食いで、在来の稚魚など、ひとたまりもなく食いつくすと聞いております。余談ですが、ピラニアが大発生したら、牛一頭を瞬く間に骨と皮だけにしてしまうそうです。そんな川に人間が入ってしまったら……と考ただけで恐ろしくなってしまうと思います。そうならないように、何らかの対策をしておきたいものです。

話は変わりますが、ここ10数年前から多摩川や秋川流域の自治体の下水道事業が、山間部の一部を残して100%近く完了して、各家庭のトイレの水洗化・排水の下水道化が充実してきれいになった秋川と多摩川の両方に、多摩川産、秋川産のアユの稚魚が遡上して来ております。ここで昔の清流を取り戻したと各近隣自治体は胸を張ったやさきの肉食外来種のブラックバスの実態に苦慮していると思われそうですが、相手が水の中で、肉眼では見えないので、捕獲したコクチバスの大きさや数で推測していただき、今後の対策などをお聞きいたします。

次に、(3) 福生市の今後の取り組みについてお聞きします。

まず、生態系を壊した自治体の失敗例ですが、昔テレビで放映し、国民が興奮して見ていた沖縄のハブとマングースの決闘ですが、必ずマングースが勝ってしまうので、猛毒を持ったハブの駆除にはマングースと決めつけ、マングースを輸入して、沖縄各地に放したのが大失敗、天然記念物のヤンバルクイナや、アマミノクロウサギなどにも、大変な危険を及ぼすほどに繁殖した例もあります。

この例がちょっと大きさに思われますが、自治体のかじ取り次第で生態系が左右する例ですので、ペットマニアに、一度飼い始めたら最後まで責任を持って飼ってもらうことを徹底したいものです。以前にも、石神井公園の池にワニがいると新聞紙上をにぎわしたこともありました。また、カミツキガメが角材を瞬時に噛み砕く様子をテレビで見たことがあります。

いろいろ例をあげてみましたが、福生市として、福生の貴重な自然や生態系を守っていくのは、大事なことだと思いますので、市民への告知、ペットマニアへの教育・指導などをお願いいたします。また、ペットマニアの数など、わかりましたらお願いします。これで一回目の質問を終わります。

○議長(大野聰君) 午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） 串田議員の御質問にお答えいたします。

地籍調査についての1点目、地籍調査事業の全国的な進捗状況についてでございますが、昭和26年に国土調査法が制定されて以来、全国市町村の83%が実施し、既に完了した市町村は22%、未着手の市町村は17%となっております。また、東京都全体での地籍調査の進捗状況は19%にとどまっております。

次に、2点目の今年度の進捗状況でございますが、調査区域については、既に広報等により周知いたしました。奥多摩街道沿いに面した、主に加美第2町会の一部、7万平方メートルの街区調査を実施してございまして、現在、委託業者により現地での測量が終了してございます。一方、内部作業といたしましては、法務局の公図、登記簿から土地所有者の確定作業が終わり、所有者の方に地籍調査の協力依頼の通知を郵送いたしました。その後、立ち会いの具体的な日程調整通知を郵送すべく、準備をしているところでございます。地籍調査事業の中で最も重要な現地立ち会いは、12月の中旬以降になりますが、概ね工程表のとおりでございまして、来年3月末の工期には、今年度の事業が完了する予定でございます。

次に、3点目の今後地籍調査がどのような事業に利用できるか、具体的な例でございまして、1例だけ述べさせていただきます。

今まで数名の議員の方々より、狹隘道路の整備事業について御指摘をいただいているところでございます。現在、狹隘道路の整備事業を実施する場合、まず狹隘道路の位置を確定し、隣接地権者の敷地測量を行い、4メートルの道路を築造するための予定地を分筆いたしますが、この場合、道路用地買収費より敷地測量費の費用が大半を占めてしまう状況がございまして、

しかし、地籍調査が終了してございますと、隣接地権者の方の御協力がいただければ、狹隘道路用地の買収費と分筆だけで済みますので、狹隘道路の整備事業に有効利用でき、格段に道路整備が進むものと考えております。

次に、動植物の生態系についての1点目、外来種を含めました野生動物の被害や目撃情報についてでございます。

最近では、10月中旬に市民の方から、中福生通りや永田町会付近で、中型のイノシシがいるとの通報が、警察と市役所に寄せられております。イノシシは人に対して危害を加える可能性がございまして、市の職員は確認をしておりますが、警察官が確認し、警察と市役所で巡回を行いましたが、その後発見することはできませんでした。また、被害はなかったようでございます。そのほかここ数年の間では、タヌキ、サル、ハクビシンなどのほか、もともとペットで飼われていたアライグマ、ワニガメなどの情報が寄せられ、職員も現地に行き、対応したところでございます。

被害といたしましては、ハクビシンが屋根裏に住み着き、巣をつくられたとの被害

害が出ております。

次に、多摩川の生態系のうち、植物についてでございますが、外来種では、ハリエンジュ、これはニセアカシアとも言われる木で、多摩川中央公園でもふえてきております。また、ツル性のアレチウリ、オオブタクサ、キクイモなどの外来植物も、多摩川に繁茂しております。国土交通省を中心に、「多摩川市民による外来植生調査」が実施されておりますが、昨年の調査には、福生水辺の楽校も参加し、福生市の多摩川流域を調査いたしました。

外来種の被害についてでございますが、市内の専門家の意見もお聞きいたしましたが、現在のところ直接的な被害は出ていないとのことでございました。

次に、鳥類についてでございますが、福生市近隣の多摩川では、野鳥を50種類以上見ることができるようでございますが、外来種ではガビチョウ、カオグロガビチョウが生息しているとのことでございます。

魚類では、環境省特定外来生物のコクチバス、ブルーギルが多摩川にも生息しているようでございます。ピラニアの生息は、専門家の方に聞いても、福生市では見たことがないとお話でございました。コクチバスやブルーギルは、違法に放流されたもので、在来の魚をえさにすることが多く、川の生態系を大きく崩してしまう可能性があると言われております。アユを放流されている漁協の関係者の方々の御苦勞は、大変なものであらうとお察しいたします。

また、最後に御質問のペットマニアの数でございますが、それは私どもの方で把握してはございませんので、よろしく願いいたします。

次に、福生市の今後の取り組みについてでございますが、議員御指摘のとおり、動植物の生態系を維持しようとする課題は、大変重要なものと考えております。

しかしながら、生態系の維持につきましては、市単独では大変難しい課題でございます。多摩川からは国土交通省の管轄ではございますが、関連いたします自治体も、河口の大田区、川崎市から、上流域では山梨県までございます。生態系はすべて関連してまいりますので、広域からの視点でとらえていかなければならないものと考えております。

なお、外来生物は海外からむやみに「入れない」、野外に「捨てない」、他地域に「広げない」という予防三原則がございますので、広報等でお知らせしてまいりたいと考えております。以上で、串田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。  
○12番(串田金八君) 市長の答弁、ありがとうございました。

それでは、地籍調査の再質問から入ります。

答弁の中に、道路用地買収費より、敷地測量費の費用が大半を占めてしまうとあります。地籍調査が済みますと、敷地測量がなくなるわけですから、何とでもこの地籍調査の促進を願うのは、当然のことだと思います。

そこで、次の3点を再質問します。狭隘道路の整備を進めるための、地籍調査のあり方について、2番目が、今後の推進体制の整備について、3番目、今後の課題についての3点をよろしく願います。

次に、2の動植物の生態系について再質問します。

市長の答弁の中に、福生市にイノシシがいた目撃情報があったとありますが、福生市がイノシシにとって住みやすい環境かどうかは、イノシシに聞いてみないとわかりませんが、本当にイノシシだったのか、目撃者は1人だけだったのか、そのところを、もう少し詳しくわかりましたらお願いします。もう一つ、今までに福生市にイノシシが出没したことがあるのかをお尋ねします。

次に、福生市のカワラノギクですが、カワラノギクは、世界じゅうでこの多摩川近辺だけが唯一の生息地だと聞いておりますが、そんな貴重なカワラノギクを、福生市ではこの先、どのような保存や保護をしていくのか、大変大事なことなので、お願いいたします。

次に鳥類ですが、市長答弁で、ガビチョウとかカグロガビチョウとか、初めて聞く名前の鳥が出てきたのですが、その鳥は、どこの国の鳥なのか、また、渡り鳥なのか、

また、ホウジロやカワラヒワなどの在来種にどのような影響を与えているのか、わかりましたら教えてください。

次に、福生市の子どもたちに、動植物の生態系や、福生の自然や環境の調査研究など、一生懸命教えてくださっているボランティアの方の御苦労と、福生水辺の楽校の近況や活動報告など、御紹介していただけたらお願いします。

以上で、再質問を終わります。

○都市建設部長（小峯勝君） それでは、1項目目の地籍調査について、3点ほど再質問いただいておりますので、御答弁申し上げます。

まず、1点目の今後の狹隘道路の整備のあり方についてでございますが、既に地籍調査事業の年度別の調査区域計画を示しておるところでございますが、今後、狹隘道路の道路整備を早急に実施するためには、調査実施計画にとらわれずに、必要な事業に合わせた形に実施する場所の変更、あるいは追加も視野に入れまして、また、東京都の地籍担当部署に出向きまして、部分的に街区調査と一筆地調査を同時に、単年度で、そして補助金として採択が可能かの折衝も必要ではないかと考えております。

次に、2点目の事業の推進体制の整備についてでございますが、土地を所有する権利者の皆様の地籍調査の必要性に対する御理解と御協力が得られることが、推進につながるかと考えております。

このことを踏まえまして、市といたしましては、地籍調査事業にかかわる職員の適正な配置、外部民間企業におきまして、測量会社による測量に従事する社員の育成も推進には必要ではないかと考えております。

3点目でございますが、今後の課題ということでございますが、地籍調査に要する事業費でございますが、基本的には補助事業でございますが、純然たる市の負担が5%ということでございますが、このほかに、どうしてもこの補助金にならない単独事業部分も出てまいりますので、その費用負担を考えますと、財政面の事業費用の確立と、国や都からの財政支援の拡大などが整備されていくことが、今後の課題であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（森田秀司君） 2項目目の動植物の生態系について、4点再質問を

いただいております。

1点目の、今回のイノシシの出没情報につきましては、警察官が確認しただけではなく、何人もの市民の方から目撃情報をいただいております。

また、いままでにイノシシが出没したことがあるかというお尋ねでございます。一昨年ですが、第四小学校付近で目撃情報がありました。目撃情報は二、三日続きましたが、その際も被害等は聞いておりません。

2点目のカワラノギクでございます。カワラノギクは、多摩川、相模川、那珂川、鬼怒川などの中流域の河原に生息する植物でございますが、現在、数が減少し、絶滅危惧種となっております。福生市近隣では、福生市も参加しております多摩川カワラノギクプロジェクトが、カワラノギクの保全活動を行っております。主な保全活動でございますが、春と秋の年2回、広報で参加者を募集いたしまして、除草活動を行っております。今後福生市もプロジェクトに参加いたしまして、保全活動に協力してまいりたいと考えております。

3点目のガビチョウとカオグロガビチョウでございますが、中国などから観賞用として輸入されたもので、特定外来生物に規定されております。

ハウジロなどの在来種への影響でございますが、現在のところ、どの種にどのような影響があるのかなどは、不明のようでございます。

次に、福生水辺の楽校の活動でございます。月1回、多摩川を中心に自然体験学習を行っております。春はヨモギを摘みまして、ヨモギダンゴを作ったり、夏には、水生昆虫や魚をつかまえたり、また先月11月8日には、多摩川の野鳥の観察会を行いました。子ども、大人合わせまして35名の参加者があったということで、多摩川の野鳥14種類以上を観察いたしたところでございます。

このように、子どものころから自然に親しむことで、環境を大切にする基本になろうかと思っております。子どもたちの自然体験として、水辺の楽校をより充実させていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○12番（串田金八君） 部長の答弁、ありがとうございました。

要望をいくつか述べさせてもらいます。

地籍調査も始まったばかりですが、早く終了することでいろんなメリットもあるようでございますので、財政的にも厳しいとは思いますが、しっかりと組織である係をつくっていただきまして、腰を据えて早く完了するようにしていただきたいと要望いたしまして、地籍調査の質問は終わります。

次に、動植物の生態系について要望いたします。（1）の福生の生態系についてですが、いよいよ山にえさがなくなってきたのか、福生市にイノシシが出没した話を市長からお聞きし、福生市民のたくさんの方がびっくりしたことと思っております。テレビのニュースなどで、六甲山ろくの住宅街にえさを求めて、悠然と闊歩するイノシシを見ましたが、かなり悪いことをし放題で、住民への危害もあると言っていました、イノシシが群がる福生市にはならないと思っておりますが、そのようなことはないよう願っております。

次に、環境課へのいろいろな問い合わせの中に、危険を伴うスズメバチやカミツ

キガメなどの問い合わせなどあると思います。速やかな対応で現場に駆けつけると思いますが、市民の安全と自分たちもその被害者にならないよう、十分注意して対応してください。

次に、(2)の多摩川の生態系ですが、カワラノギクはわかりました。お隣の埼玉県のマンジュシャゲのように、環境の目玉になるくらいのびのびと繁殖し、絶滅危惧種から抜け出したいと願うところでございます。

次に鳥類ですが、答弁の様子だと、ガビチョウなどの外来種がペットして飼われていて放された様子ですが、在来種保護のため、市民への周知を、広報や立て看板などで根気よく続けていくことを要望いたします。また、爬虫類や昆虫の生態系については、よく調べまして、次の機会にお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

次に、多摩川全体の話ですが、河口からいくつもの堰が作られております。

遡上する魚には、大変大きな壁にぶち当たって遡上できなくて困ってしまっているのが現状です。現に、人間の手で堰下の遡上できないアユの稚魚を捕獲して、堰上へ放しているようです。また、昔の多摩川にもいたと思われまますシャケは、漁業組合の計らいで、青梅市や羽村市の子どもの手で、イクラから稚魚になったシャケの稚魚を多摩川に放流して、その稚魚が、数年の年月を海で過ごし、成長して立派な成魚になり、生まれ故郷の多摩川に産卵のために戻ってきているのですが、川崎市あたりの堰の下のみで、回遊してとまってしまっています。そのいくつかある堰に魚たちが自由に行き来できる魚道の完備の促進と、ブラックバスなどの外来種を駆除する事業の促進と、多摩川や秋川の自然を守るために一生懸命活躍している漁業組合の援助など、東京都や国への要望を誠心誠意、心をこめてお願いしてください。

もう一つ、釣り人へのお願いと怒りです。テレビの釣り番組で、ブラックバスをルアーで釣り上げ、写真を撮ったり、重さ、大きさを図った後に、再び川にリリースしていますが、とんでもないことで、そんなことはよその国でやってもらい、日本では、釣り人もテレビ局の方も絶対にやめてもらうよう働きかけたいものです。

次に、水辺の楽校ですが、福生市の子どものたちのいろいろな活躍を紹介していただきまして、ありがとうございます。元気にいろいろな観察や体験をしている子どもたちの姿が目につかび安心いたしました。これからの活躍を願うとともに、微力ですが、応援をしていきたいものです。

最後になりますが、CO<sub>2</sub>や地球温暖化で騒がれている地球環境問題ですが、それらに匹敵する生態系問題を、我々の世代で少しでも解決し、福生市の自然を次の世代に受け渡したいことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

~~~~~

○議長(大野聰君) 次に、19番田村正秋君。

(19番 田村正秋君質問席着席)

○19番(田村正秋君) それでは、さきに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。3点になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1といたしまして、南公園改修方針の3点についてお尋ねをいたします。

南公園につきましては、インターネットサイトに載っており、西多摩でも非常に有名な公園であります。今まで年間を通し、多くの利用者に喜ばれております。

しかし、平成19年の台風9号により、大変大きな被害を受けました。平成20年度には、国土交通省の災害復旧事業により護岸工事が終了し、公園の敷地が確保されました。

今回の南公園の改修工事につきましては、三つの方針に照らし合わせて、部分改修として進められるということなのですが、一つには、危険回避や利便性の確保、二つ目には、できる限り自然を優先すること。さらには、公園に体育施設の利便性を確保するというふうなことなのですが、この方針の内容につきまして、市長はどのように受けとめているのかお尋ねいたします。

続きまして、市民要望をどのように受けとめるかということなのですが、本年の10月30日に、南公園改修方針の意見交換会が、五小の図書館で55名の、住民の代表や、利用者代表であるとか、さまざまな方が参加されて意見を聞く会が行われました。今回の意見交換会では、各種団体から遊具ゾーン、歩行者・自転車・自動車分離園路ゾーン、歩行者専用ゾーン、水路ゾーン、自由広場ゾーン、ボール遊びゾーンなど、さらに駐車ゾーンにつきましては、賛成の意見、特に駐車対策として利便性の確保が望ましい。特に「駐車場を設けてほしい」という意見があったり、あるいは、反対意見といたしましては、「270台の駐車場をつくる必要はない」との意見が出されたと、先日の資料で見させていただきました。今回、このような意見交換会の対応につきまして、今後どのように検討されるのか市長の考え方をお願いいたします。

続きまして、健康行政についてお尋ねをいたします。

1といたしまして、福祉部の取り扱いについて。現代社会は、少子高齢化の進行で、社会環境の変化の中でライフスタイルも多様化しております。

また、健康志向の高まりで、意識改革をされる方が大変多く、先日の健康まつりなどでも、メタボリックシンドロームや糖尿病などを予防する事業が展開されておりました。また、薬に依存するだけでなく、自然療法、あるいは食生活、家庭における生活習慣の改善や食育の充実など、新しい時代への健康への取り組みを模索されておりますが、現状については、どのようにとらえているのか、市長の考え方をお願いいたします。

続きまして、教育委員会の取り組みについてなのですが、家庭や地域社会の活力を維持向上するためには、スポーツの役割は大変大きく、現在、市民の多くの方が体育施設を使い、健康増進のために体を鍛えています。スポーツ振興課では、さまざまな事業を実施してきたと思いますが、現在の利用状況については、どのように判断されるのか市長の考え方をお願いいたします。

続きまして、3点目といたしまして、新型インフルエンザについてでございます。

現在の状況について。今回は、小中学校の現場での対応について質問をさせていただきます。学校現場での新型インフルエンザの感染につきましては、月日がたつにつれ、感染の拡大の情報が伝えられております。9月定例会以降、新型インフルエン

ザの感染状況が毎日のようにファックスで報告されております。市内小中学校では、現在の感染率が約45%と言われております。今回の学級閉鎖、学年閉鎖などの状況についてはどのように増加したのか、どのような状況であったのか、これは教育長の方の答弁だと思いますが、よろしく願いいたします。

続きまして2点目、学校の学業と行事についてでございます。

新型インフルエンザ感染の関係で、市内の小中学校の学業、あるいは行事がかなり停滞するというふうなことが、9月以降、それぞれの学校現場で発生したと思うのですが、その状況と影響につきまして、教育長の考え方を御答弁お願いします。

続きまして、3といたしまして、入試時の対応についてでございます。

市内の児童・生徒が、今後中学、高校受験をするときに発病した場合の対策については、今後どのように対策があるのかお願いをいたします。

以上3点でございます。よろしく願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) それでは、田村正秋議員の御質問にお答えいたします。

南公園の改修方針についての1点目、南公園の改修方針の3点についてでございます。南公園は、平成19年9月の台風9号の上陸により、甚大な被害を受け、平成20年度には、国土交通省所管の災害復旧事業により、護岸工事が終了し、公園としての敷地が確保されました。そのため、公園の早期全面開園や限りある財源を有効に使うため、改修方針を全面改修ではなく、部分的な改修とし、次の3項目といたしました。

方針の1番目として、南公園は、多摩川河川敷沿いの公園であり、遊水池としての役割を担っており、台風等の自然災害の危険性が今後も予想されるため、改修には、危険性回避や、従来からの利便性の確保に努め、改修工事は、最小限にとどめること。

2番目といたしまして、市内の多摩川河川敷公園である中央公園や、かに坂公園と同様にできるだけ自然の保全を優先すること。

3番目といたしまして、公園中央部にある体育施設への利便性を確保し、利用者に十分配慮すること。

また、この三つの方針に基づき、改修の重点区域として、遊具ゾーン、歩行者・自転車・自動車分離園路ゾーン、歩行者専用ゾーン、水路ゾーン、自由広場ゾーン、ボール遊びゾーン、駐車ゾーンの7つのゾーンに分けることを考えております。

特に、自由広場ゾーンでございますが、約2万平方メートルの広さがございまして、国土交通省の災害復旧事業による護岸工事で、護岸ブロック製作の作業場として、新しく生み出された広場でございます。子どもたちの泥んこ遊びや、自然を感じる広場としてオープンスペースの少ない福生市といたしましては、大変貴重な広場と認識しております。

現在、国土交通省京浜河川事務所と協議中でございますが、私といたしましても、直接、京浜河川事務所へ出向いてお願いをしていきたいと考えております。

次に、2点目の市民要望についてでございますが、この3つの方針等と、7つのゾーン計画案について、去る10月30日、福生第五小学校において、関係団体と周

辺住民の方々との意見交換会を実施いたしました。

現状で市が考えている案を提案したところ、多くの市民の皆様から、大変貴重な御意見をちょうだいいたしました。特に、駐車ゾーンに対する御意見が多数上げられ、専門的な意見も出され、賛否両論ございましたが、大変参考になり、感謝を申し上げる次第でございます。

市といたしましては、この貴重な御意見を参考とさせていただき、議員各位の御意見を伺いながら、来年度予定の実施設計にできるだけ反映していきたいと考えております。また、南公園実施設計の平面計画の段階で、関係団体と周辺住民の皆様方との意見交換会の開催を予定したいと考えております。

次に、健康行政についての1点目、福祉部の取り組みについてでございます。

平成18年度に策定いたしました「健康ふっさ21」にありますように、行政の取り組みに基づき、医師・保健師・管理栄養士等による、健康教育及び健康相談事業、妊産婦・新生児の健康診査及び訪問事業、各種予防接種事業、成人対象の各種がん検診事業、健康まつり事業等を実施し、疾病の予防、早期発見・早期治療の機会の提供に努め、市民の皆様健康維持を図っております。また、その結果、医療費の抑制にもつながっていると考えております。

さらに今年度、健康づくり事業の一環として、身体測定機器を購入いたしました。

既に全自動血圧計は、公共施設の6カ所に設置済みでございますが、新たに全自動血圧計を市内公共施設に11台設置いたしました。そのほかに、肥満度判定付血管年齢測定器、脳年齢計、足指力測定器等も購入いたしまして、健康教育、健康相談、出前講座などに利用しております。

また、健康づくり推進員による市民の健康づくりに取り組んでおりますが、本年度といたしましては、8月16日から30日までの15日間、自由広場においてラジオ体操を実施いたしまして、延べ1430名の参加がございました。福東公園、どんぐり公園では、本年度から町会の御協力をいただきまして、健康づくり推進員が中心となり、ラジオ体操を実施し、少しずつですが、活動の輪が広がっております。

10月の健康のまつりでは、「健康ふっさ21」のブースを設け、足指力測定や健康レシピの配布等を行い、より多くの市民の皆様と接する機会を利用し、健康づくりの周知に努めております。

そのほかに、市民の健康づくりの手助けといたしまして、健康づくり推進委員の自由な発想により、健康づくり講演会、健康レシピの発行等の事業を、市と協働して実施しております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをさせていただきます。

以上で、田村正秋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 田村正秋議員の御質問にお答えをいたします。

健康行政についての2点目、教育委員会の取り組みについてでございますが、スポーツ振興課におきましては、平成20年度に健康にかかわる事業といたしまして、63事業に取り組んでおりまして、延べ3万8177人の市民の皆様の御参加をい

ただいております。

事業実施の際に行いましたアンケートによる調査では、「リフレッシュできた。」「もっと続けてほしい。」「違う時間帯に実施できないか。」などの御感想、御意見をいただきました。概ね好評を得ているものと考えております。また、参加者の多くは、事業の継続利用者でございまして、御高齢の方でも長く事業に参加されている方もおられます。このことにより、健康増進や維持に効果等があらわれているものと見ていただいております。

一方、事業につきましては、子ども、高齢者、子育て中の母親、主婦層が対象の事業が多く、現役世代の働いている方、特に男性を対象とした事業が少ないわけですが、これは、これまで男性向けプログラムを用意して事業を実施してはりましたが、男性の参加が少なく、結局、参加の多い事業にシフトされていったということによることからございまして、このような実施状況となっております。

今後、現役世代の働いている方、特に男性を対象とした事業につきましても、改めて検討いたしていくことが課題というふうに考えております。

続きまして、新型インフルエンザに関係いたします1点目、現在の状況でございますが、新型インフルエンザに感染、または新型のインフルエンザ様症状により、学校を欠席している児童・生徒は、市内の学校で初めて新型インフルエンザの感染者が確認をされました8月7日以降、11月30日までの累計で見ますと、小学校が新型インフルエンザA型陽性判定者989人、インフルエンザ様症状発症者422人で計1411人、中学校では、新型インフルエンザA型陽性判定者413人、インフルエンザ様症状発症者151人、計564人、小学校、中学校合わせますと、累計1975人、率にいたしますと、議員御指摘のように全体の45.4%の児童・生徒が欠席をしたということになっております。

また、教職員につきましては、小学校におきましては、新型インフルエンザA型陽性判定者8人、インフルエンザ様症状発症者9人、計17人、中学校におきましては、新型インフルエンザA型陽性判定者3人、インフルエンザ様症状発症者5人、計8人、合計いたしまして25人、率にいたしますと全教職員の10%の割合となっております。

次に、学級閉鎖等の状況でございますが、2学期の始業以降、小学校が学校閉鎖1校、学年閉鎖8学年、学級閉鎖51学級で、全学級数に対します閉鎖学級の割合は、53.7%となっております。このうち、2回以上再閉鎖となった学級は13学級ございます。

中学校におきましては、学年閉鎖3学年、学級閉鎖22学級、全学級数に対します閉鎖学級の割合は、小学校と同様に53.7%で、このうち2回以上再閉鎖となった学級は、10学級ございます。

学級閉鎖等の決定につきましては、毎日学校から報告をされてまいります児童・生徒の欠席状況、並びに学校長の意見をもとに、教育委員会事務局におきまして検討会を開催し、決定をいたしております。

新型インフルエンザに対する対策につきましては、基本としては、うがい、手洗

いの励行を徹底するとともに、必要に応じたマスクの着用にございます。

なお、学校来客用の手洗い消毒液、予備の児童用マスクにつきましては、教育委員会で購入し、各学校に配布をいたしております。

また、統計的に見ますと、児童・生徒の欠席数が、土・日や祝日の休日明けに多くなることから、家庭においても手洗いやうがいの励行、人ごみでのマスクの着用、また、不要不急の外出を避けるなど、休日におけます家庭での過ごし方につきまして、保護者に対しましても学校だよりなどで、注意喚起するよう各学校に指示をいたしております。当面はこのような方向での対応ということになります。

続きまして、学校行事等に対する影響ということですが、2学期以降、市内の小中学校でもインフルエンザの影響は続いているわけでありましたが、学校行事にもさまざまにそれが見られます。2学期に予定をされておりました小学校学芸会は、5校中1校で中止、1校で順延をし実施となりました。中学校の合唱コンクールは、3校中2校で順延をし、1校では一部学年のみでの実施の形となりました。また、中学校の定期考査につきましては、3校すべてで日程の変更が行われております。

各学校では、今後も新型インフルエンザの拡大を最小限に抑えるため、学校行事を通した指導の意義を十分踏まえた上で、行事の日程や内容について、臨機応変に対応していく構えでございます。

なお、1学期に予定をされておりました第二中学校の修学旅行につきましては、2学期に延期して実施をいたしたわけですが、この事業については大きな混乱もなく終了いたしております。

次に、新型インフルエンザの流行に伴う授業時数減少等に対する対応策についてということになりますが、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖など、新型インフルエンザの広がりを抑えるための措置は、既に市内の小中学校がすべてとられております。

閉鎖の措置は、1回当たり4日間の休業を原則としておりますが、土曜日、日曜日にもこの期間に含めておりますので、授業を行えなかった日数は、学校、学級ごとにまちまちでございます。各学校では、これらの閉鎖措置の影響に対しまして、授業時数の確保や学習内容の質的な維持に向けて、その対策をとっております。

具体的に申しますと、6時間目の授業を実施する日をふやしたり、定期考査の日程を短縮したりといった工夫をしまして、授業時数の確保を図っております。

また、閉鎖に入る際には、児童・生徒に必ず閉鎖期間中の学習課題を示し、学習面のおくれが出ないように、各学校ごとにいろいろと工夫をいたしているところでございます。

続きまして、3点目の入試への対応でございますが、中学校、高等学校の入学試験は、年明けからそれぞれの学校で始まってまいります。目下のところ、インフルエンザによる入学試験の日程等の変更や対応方法につきましては、都立高校にあっては、現在都教委で検討中との情報もあるところでございますが、今のところでは例年どおりの方法で実施されていくものと考えております。

なお、私立学校につきましては若干の取り扱いの違いもあるようでございます。

目下、得られております状況につきまして、参事の方から後ほど説明させていただきます。

できます。

これらを含めまして、市内の各学校に対しましては、御家庭にあっても、うがいや手洗いの徹底や必要に応じたマスクの着用、無用な外出は控え、規則正しい生活と十分な睡眠など、入学試験に臨む児童・生徒の生活リズムや健康の管理に留意をされ、心身ともによいコンディションで入学試験に臨めるよう、各学校からの注意喚起を徹底するよう、求めているところであります。

以上、田村正秋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 午後1時まで休憩といたします。

午前11時53分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○参事（川越孝洋君） インフルエンザの対応としての高等学校の入学試験への措置につきまして、教育長の補足答弁を申し上げます。

都立高校においては、現在、東京都の高等学校教育課入学選抜係の方で検討中でありまして、本日までの情報といたしましては、昨年までどおり、試験当日につきましては、健康上配慮を要する生徒につきまして、別室受験等の対応をすることになっておりまして、さらに詳細な点につきましては、東京都からの連絡があり次第各中学校を通して、生徒並びに保護者に迅速かつ確実に伝えてまいります。

私立の高等学校につきましては、私立中学校、高等学校の協会から、インフルエンザが強毒化しない限り、次の対応をする旨、各学校長あてに通知をしております。

その通知の内容でございますが、大きく3点でございます。

1点目が、新型インフルエンザが現在の弱毒性のまま、なおかつ感染流行による社会的状況、特に、公立学校の入試における対応方法に大きな変化がない限り、私立学校は既に公表している日程で、入学試験を実施するものとする。

2点目でございますが、新型でインフルエンザ等の疑いがある場合は、他の受験生への感染予防も配慮し、当該者が別室にて受験できるよう、十分な体制をとるものとする。

3点目でございますが、新型インフルエンザにより、入学試験の受験者が欠席した場合、他の入試期間への振り替え受験や、追試験、あるいは2次試験を実施することは、各学校の判断とする。ただし、新たに追試験などを実施する場合は、受験生の他校の入試期間への影響を与えないよう、実施期日を、本試験との間で十分にあけることなど、極力配慮するものとしております。

具体的に、ある私立学校の例を申し上げますと、ある私立学校では、このインフルエンザによります入学試験特別措置といたしまして、その対象者を入試当日のインフルエンザ新型・季節性にかかわらずの罹患者、そして、罹患後回復をしているけれども、医師の外出許可が出ていないもの、そして、発熱、インフルエンザが疑われる者等を対象に、次のような措置を考えているところでございます。

受験生所属の中学校より、それぞれの試験当日の午前中までに、時間は明記され

ておりますが、当該校に電話をして連絡をしてくださいということで、特に診断書等の提出は必要ありませんということでございます。つまり、口頭の申し出によって学校から連絡を受ければ、その旨配慮するというところでございます。

その特別措置でございますが、私立でございますし、推薦入試と一般入試とあるわけでございますが、推薦入試につきましては、中学校と入試担当の該当校の職員が連絡をとり、来校可能な日時を確認した後、指定日に面接試験を行うということでございます。個別の対応をするということでございまして、治癒した段階で、その指定日を設定するというふうにしております。一般入試につきましては、振替日の受験を設定するなど、細かく対応する旨、既に通知を受けているところでございます。

都立学校、私立学校いずれにいたしましても、今後、状況の推移を見ながら、新たな指示等対応措置が出た段階で、迅速に学校と連絡を取り合い、子どもたちが安心した中で十分力を発揮できるよう、再確認等指導してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上で、教育長の補足答弁とさせていただきます。

○19番（田村正秋君） 御丁寧な答弁いただきまして、ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。

1点目の南公園の改修方針についてですが、この南公園は、インターネットで、あるいは最寄のマップで、最近は有名になって、夏、あるいはゴールデンウィークとか、非常に多くの来場者があるということなんですが、その一つの根拠としては、あそこは無料で使えるのが大きいというふうな利用者からの話がありました。

その中で、今までも少年野球の関係や、さまざまな利用者の中で、いろいろトラブルもあったわけなんですが、以前から券売ゲート機、これを設置して、ある程度有料化に向けての対応をした方が、モラルも守られるのではないかというお話も随分あったので、ずっとこの有料化問題、南公園につきましてはの研究あるいは提言もさせていただいているのですが、そういった問題につきましては、今回、賛成意見、反対意見の中でも少し述べられておりましたが、その有料化のゲート機、ゲート設置の方向については、理事者の方はどのように考えているのかをお願いいたします。

それと、最初の南公園の3つの方針に沿って整備を進めていくと、予算規模はどのくらいになるのか、もう一度お願いしたいと思います。

それとあと、この中で、これからの設置にあたっての自由広場ゾーン、あるいはボール遊びゾーンとか、そういったところの意見が聞けるということの中で、市民の方々から、今回の市営球場の方は野球場とサッカー場が併用して使えるとか、あるいは併用型の施設が市内でも見受けられるわけなんですが、今回、市営球場という中で併用ができて使い勝手がよくなるのではないかなというふうに思うのですが、今後、野球場との併用、あるいはサッカー場との併用なんですけれども、サッカーの関係者から、ぜひ南公園はいいところであるから、そういったサッカー場、あるいはその併用もさらに進めてくれないかというふうな話もあるんですが、この点につきましては、どのように理事者は考えているのか、お願いいたします。

それと、ほかの団体からはスケートボードについて、今、いろいろなところでスケートボードをやって危ないというふうな声もあるんですね。ある程度そこでできる

というふうな、場所づくりと言うんですかね、そういった方向については、今後、この南公園では、そういう場所の確保については、考えられるのかどうなのかお願いいたします。

それともう1点ですが、ドックランの関係。特に最近では、この間も中央公園の方でやっていたけれども、愛犬家の方が柵をつくって、モラルを守りながら、ドックラン的な犬の教室も含めてやっている姿を見受けられるのですが、今後、そういう貸し出し、特にドックランみたいな形の団体への貸し出し、そういうものにつきましては、今後考えられるのかどうなのか、お尋ねをいたします。

それと2点目の、福祉行政の関係です。特に最近では、健康志向が高まってきて、先ほどの答弁にもありましたように、いろんな機械を導入して、効果的に行われているというふうなことなんです、「健康ふっさ21」なども、いろいろな形で取り組んでいるというふうに思うのですが、今回、この福祉部がやっている健康行政につきましての費用対効果というか、経済効果があったのではないかというお話がありましたけれども、理事者の方は、今回の福祉部の取り組みについては、どれぐらいの経済効果があったと考えているのか、そういう点につきましてお願いいたします。

それと、教育委員会の取り組みについてなんです、スポーツ振興課で、3万8000人ぐらいの方がリピーターというか、取り組んでいるというふうなことで、経済効果があったなというふうに思うのですが、話は飛ぶのですが、朝晩、最近早朝ウォーキングをいろいろなところでしている方が多く見受けられるのですが、私も参加してみると、歩き方にしても格好が良かったり、ウェアにしてもバシッとしていて、最近ではウォーキングエクササイズみたいな講演会とか、歩くことによる活性化の講習会とか、そういうものも見受けられるのですが、今後そういうウォーキングに対する講習会、講演会みたいなものは考えられるのかどうなのかお尋ねいたします。

続きまして、新型インフルエンザの関係なんです、今回の新型インフルエンザ、特に、小中学校の関係につきましては、45%というふうな感染率で、毎回の議会ごとに数がふえていって、心配なところなんです、先日、福生四小の50周年に参加をさせていただきまして、その時に児童がほとんどマスクをかけて式典に臨んでいたわけなんです、やはり今後、インフルエンザ対策の中では、たくさん人がいるところに出ない、あるいは、自分で身を守る手段というのがいろいろとされているのですが、その対策としては、どのように今後考えていくのか、お願いいたします。

2点目として、予防策といたしまして、小中学生のワクチンの接種ということで、先日もホームページの方で記載がされておったわけなんです、小中学生の方に無料で接種する自治体もかなり出てきているということなんです、ワクチンで亡くなるという方もいらっしゃるということなんです、ワクチン接種についての動向というか、子どもたちの接種の仕方については、理事者はどのように考えているのかお願いいたします。

それと、3点目といたしまして、自宅待機の扱いなんです、学級閉鎖、学校閉鎖といろいろとここで長引く家庭での待機というのがあると思うのですが、この過ごし方については、先日もいろいろと新聞報道でありましたが、この間も先生方に聞く

と、午後3時まで勉強しろとか、あるいは午前中まででいいとか、いろいろとそれぞれの学校とか、小学校、中学校のスタンスが違うと思うのですが、自宅での待機の仕方については、どのようなお考えを持たれているのかお願いいたします。

それと、社会現象の関係なのですが、子どもがインフルエンザと判明すると、親もその会社に行けない、医療機関の陰性の証明書してもらわないと出社ができないというふうな社会現象があって、この間も市民の方から「こういう状況があるのだ。」ということ言われているのですが、その辺の動向についてはつかんでいるのかお願いいたします。

それと、今後は小中学校の関係での行事が、中学校ではスキー教室であるとか、あるいは小学校では学校開放とか、いろんな形でのイベントがあるのですが、そういったときにさらにインフルエンザの感染が拡大した場合、今後のその扱いについては、どのように感じているのかお願いいたします。

それと、先ほども御答弁いただきましたが、学業や行事に及ぼす影響の関係なのですが、ほかの地区では、土曜日に授業をやったりということも聞いているのですが、今は6時間目の授業で、学力のおくれをカバーするというふうなことなんです、やはりこれは感染の度合いによっては、土曜日にやるとか、いろいろな手段をまだ模索中なんでしょうか。その点につきまして、お願いいたします。

○都市建設部長（小峯勝君） それでは、南公園の改修方針について、5点ほどいただいておりますが、私の方から4点の再質問に対する答弁をいたします。

まず、南公園の有料化につきましては、公園を良好に管理するためには、例年、委託料等の維持管理費が多くかかってございます。本格的な全面開園までには、議会に御相談をさせていただきまして、清掃協力金などを含めた駐車場の有料化の実施を考えていきたいと考えております。

次に、南公園の改修に伴う費用ですが、現時点での概算額でございまして、来年度、実施設計委託に600万円、その後の建設費に8000万円を予定してございます。

次に、サッカーゴールの設置についてでございますが、現在、野球場との併設には危険が伴い、難しいと考えておりますが、来年度の実施設計に向けての貴重な御意見として、受けさせていただきたいと考えております。

また、ドッグランの貸し出しということでございますが、南公園にはドッグランの常設の計画はございませんが、現在、生活環境部環境課より、愛犬クラブの市民グループによる小型犬のしつけ教室の目的で、多摩川中央公園に占用申請が出ておりますので、占用許可を出しております。本年度も現在までで、6回ございました。

また、許可条件として、公園内では犬の放し飼いやふんの処理に関する苦情が多い関係から、囲いをするを前提に、愛犬クラブの皆様には、適正な管理をすることとして、許可条件としております。

今後、改修後の南公園についてでございますが、同様の貸し出しは可能と考えております。以上でございます。

○教育次長（宮田満君） 南公園改修に伴うスケートボード場の設置はできないか、

との御質問でございますが、以前にもスケートボード場の御質問をいただいておりますので、御答弁申し上げます。

このスケートボード場の設置につきましては、さまざまな検討課題がございます。この課題の大きなテーマの一つには、プレー中に発生する音の問題がございます。

そういったことから、南公園にかかわらず、市内全体の問題として御答弁させていただきます。

このスケートボードの発生する音量でございますが、58デシベルを超える音量が発生すると、こういった事実がございます。この音量を、環境基本法の規定に基づく騒音に関します環境基準に市内を当てはめて考えてみますと、市内いずれの、例えば工業地域、住宅地域ということがございますが、いずれの地域でもこの環境基準を超えてしまいまして、現在のところ、スケートボード場を設置できる場所を見つけることが非常に困難な状況でございます。したがって、市内に設置するという事は難しいものと感触を持っているものでございます。

ちなみに西東京市では、同市が「いこいの森公園」内に、スケート広場を設置いたしましたけれども、近隣に住む方から、騒音差し止めと仮処分申し立てがなされまして、東京地裁八王子支部により、騒音は客観的基準によるべきと、そして、スケートボードは、公共性が低いとして禁止の判決が出ております。

次に、健康行政における教育委員会の取り組みでのウォーキングの講習会でございますが、スポーツ振興事業といたしまして、平成6年度からウォーキング講習や新春ウォーキング、春、秋のウォーキングなどを実施し、延べ5235人の市民の皆様の御参加をいただいております。

近年のウォーキングの講習会の状況でございますが、これには、既にウォーキングを楽しまれている方が、フォームチェック等の目的で参加される傾向が非常に強く、新規の受講者が少なくなっております。

今後は、高齢者向けの健康維持推進事業のカリキュラムの一つに常に入れていくことや、多摩川沿いを活用したプログラム等を企画していきたいと考えております。

以上、答弁でございます。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、私の方からは健康行政につきまして、新型インフルエンザにつきまして何点か再質問にお答えをさせていただきます。

まず、健康行政についての福祉部の取り組みの費用対効果、あるいは経済効果というお尋ねでございますが、なかなか費用対効果、あるいは経済効果という点で効果を図るということになりますと、医療費でありますとか、あるいは介護給付費といったところが出てくるわけですが、計数的にはなかなか難しいところでございます。

ただ市長答弁にもございましたが、身体測定器等を活用した健康相談やあるいは健康教育によりまして、保健センターの保健師等がさまざまに市民の方にお話しさせていただく中で、健康づくりに対して、市民の意識の高揚といったものが図られたのではないかと、そのように考えております。

また、成人や高齢者の歯科健診、あるいは各種がん検診等での要指導、要精密検

査の対象者の方々には、医療機関での再受診を促し、早期に対応すればその効果は極めて大きいといった点等についても、勸奨をさせていただいております、一定の効果があるかとそのように思っております。

また、出前講座等でも終了後のアンケート等を拝見させていただきますと、内容がよく、健康についてよく理解できたというような御意見もいただいております、こういった点からも、市民の健康づくりに対する意識が向上しているのではないかと、このように思っております。

次に、新型インフルエンザについて、ワクチンの接種の現状をどう考えるか、ということでございますが、ワクチンの接種につきましては、優先接種対象者を国が定めまして、この11月から実施がされているところでございます。

しかしながら、現状の個別接種の状況を見てみますと、必ずしも順調とは言い難いのではないかと、そんなふうに思っております。特に、今回の新型インフルエンザにつきましては、未就学児、あるいは小学生低学年といった感染者が多いわけでありますので、こうしたことを対象とした集団接種と言ったような方法も考えていかなければならないのではないかと、そのように思っております。

ただ、このためには、もちろんワクチンの量的な確保は必須要件でございますが、医師、看護師、あるいは介助者等の確保、これは必要になります。当然のこととして、医療機関、あるいは市の医師会等の自主的な御協力と御理解が、これは不可欠でございます。

こうしたことから、私どもといたしましても、医師会と集団接種について御相談をさせていただいておりますが、やはり医師等の確保、こういったことが厳しいという御意見等もいただいております、なかなか難しい状況にあるというふうに思っております。

いずれにしても、引き続き医師会等とお話をさせていただきたいと、そのように思っております。

それから、集団接種の公費負担のお話、いわゆる接種費用の助成でございます。今議会に補正予算をお願いしておりますが、個別、あるいは集団といったことにかかわらず、私ども市といたしましては、市民税非課税世帯を対象とした助成を考えておるところでございますので、御理解をいただければと存じます。

それから、企業等の家族等がインフルエンザに感染した場合の出勤停止となる、あるいは、治癒証明が必要というようなお尋ねでございますが、それぞれやはり企業あるいは事業者等で、個別の対応策を講じているというふうに思われますし、そうした具体的な実態までは、私どもの方では把握をいたしておりません。

ただ、厚生労働省が、10月30日付けで新型インフルエンザに関する事業者・職場のQ&Aというものを示しております。

この中では、治癒証明書のことなんですが、治癒証明書の提出を義務づけるということについては、患者あるいは医療機関に過剰な負担をかけるというようなことになるので、余り望ましくないということが示されております。私からは以上でございます。

○参事（川越孝洋君） 私からは、まず、学級閉鎖期間中の児童・生徒の自宅での過ごし方でございます。

閉鎖をするたびに児童・生徒への指導並びに保護者への通知をしているところがございますが、その中で学習課題を明記をしていたり、あるいは、生活上の注意等を喚起するお知らせになっているところがございます。

学級閉鎖につきましては、御案内のとおり、その趣旨が集団感染前の防止でございますから、インフルエンザに罹患したものについては、当然治癒に専念するといったようなことが当たり前でございます。

問題はかかっていない児童・生徒であろうかというふうに思っておりますが、これにつきましては、通常の授業のある時間帯、つまり午後3時頃ということになるわけでございますが、そのぐらまでは、学校から出された自宅での学習課題に取り組むこと。そして、日ごろ学校から指導しております手洗い、うがいなどの衛生管理はもちろんのことでございますが、規則正しい生活を心がけること。それから、無用な外出等を避けること等で、インフルエンザの予防に努めるといったようなところを徹底するように、指導しているところがございます。

それから、次でございますが、3学期に予定されている学校行事への影響についてでございます。

まず、最も影響が大きいと思われる宿泊行事についてでございますが、第二中学校、第三中学校の方では、スキー教室を予定しております。それから、第一中学校第一小学校、第二小学校の特別支援学級におきましては、雪国教室を予定しております。それぞれ現段階では中止や変更の予定はございませんが、万が一実施の日程で、新型インフルエンザによる欠席者が多かった場合、年度内に新たな日程の確保は難しいというふうに現在のところは考えておるところでございます。また、これ以外につきましても、小中学校では日帰りの社会科見学や遠足なども計画をされております。これらにつきましても、同様にインフルエンザによる欠席の状況を見ながら、中止や延期もありうるというふうに考えております。

これら決定をするに当たりましては、何%といったような形で欠席率を示しているわけではございませんが、先ほど教育長答弁にありましたように、毎朝の健康観察の中で、それまでの学級閉鎖等の措置、あるいは、医師による判断、そして出席している児童・生徒の健康状況等々を勘案しながら、最終的に決定するというところになるかというふうに考えております。

さらに、学級閉鎖等による授業への影響と対策でございます。学習指導要領には、各学年、教科ごとに授業を実施すべき標準の時数が示されております。

福生市におきましては、教育課程の届け出の段階で、各教科合計で、年間30時間以上の標準時数を上回る授業計画を指示するよう指示をいたしております。例えば、学級閉鎖や台風等の被害等で休業しなければならない事態に陥ったときに、当座の対応はできるような計画にはなっております。

しかしながら、学級閉鎖等が重なってまいりますと、予定をしていた授業時数が行えない場面も出てこようかというふうに思っております。

先日、学校が予定している授業時数確保のための方策といたしまして調査をかけたところ、年度の計画の進捗状況でございますが、ほぼ概ねその進捗状況には、特に支障はないといったようなところが、大まかな判断であるというふうに認識をしております。ただ、ここで度重なっての閉鎖がございますので、学級あるいは学年によりましては、年度当初5校時の計画をされている時間割に6校時の日を設ける、中学校の定期テストの日程を短縮する、あるいは、休日に行っていた行事の代休を取りやめるといったような、学校ごとにさまざまな工夫をしているところでございます。

議員の御指摘がございました土曜日等の授業について考えられるのか、といったようなことでございますが、これは今後の推移を見つつ、あくまでも児童・生徒の健康が第一でございますので、その上に立ちまして、授業数等が未履修等が生じますと大変な問題になるわけでございますので、そういったことに至らない中で、土曜日等の授業の必要性があれば、そのときに検討せざるを得ないこともあり得るというふうなところでは認識をしているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 暫時休憩をいたします。

午後1時31分 休憩

~~~~~

午後1時31分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○19番（田村正秋君） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

南公園の関係につきましては、我々も非常に期待を持っておりまして、特に5月のゴールデンウィーク、あるいは、夏の水遊びとか、いろんなところでイベントもあり、利用が多い、非常に素晴らしい公園だなというふうに思っております。今回の整備につきましては、期待しております。

いろいろと駐車場の問題や、有料化の問題であるとか、私はゲート機器、券売機を設置して、ある程度区別をした方がいいのではないのかなというふうに思うんですが、ただやはり多くの人たちの意見があると思います。そういったことも合わせて聞いていただきたいなと思います。

それと、特に南公園につきましては、芝というか草があるわけなんですけど、やはりそこでサッカーができればなど、ある程度簡易なゴールがあって、そういったものも利用できればなどというふうにも思うのですが、先ほどの答弁の中で、まだ利用の意見をくださいというふうなお話があったものですから、ぜひ、そういった併用ができるような形の整備も考えていただきたいなと思います。

あと、ドックランにつきましては、マナーを守って貸し出しができるというふうなことでございますので、その点につきましても、ぜひ、いろいろと検討していただきたいと思います。今後、さらに市民の意見をもう一回、今後聞く機会があるというふうなことでございますので、最終的には近隣の方々の意見というのは、非常に大きいと思います。それと、そこを使用している少年野球の団体であるとか、そういった意見をかなり尊重して、この整備を進めていただきたいなというふうに思います。

それと、健康行政の関係なのですが、先ほど市長からも御答弁いただきまして、

さまざまに健康対策についてはしっかり取り組んでいると、さらに出前講座でも、非常に喜ばれているというふうなお話がありました。

費用対効果につきましては、不明な部分があるというふうなことなのですが、ぜひこの点につきましてもこれからの医療費がかからないような形の事業を展開していただきたいなと思います。

それと、教育委員会の方の健康行政のあり方、特にウォーキングが非常に人気がありまして、お金もかからないというふうな中で、やはりこれから一番高まる運動ではないかなというふうに思いますので、ぜひ、新年度もいろいろと機会を見て、講座をつくってもらいたいなというふうに思います。

それと、新型インフルエンザの関係では、この問題については、我々も非常に心配しております。特に毎回ファックスが来ると、また新型インフルエンザではないかなというふうなことで、心配をしております。やはり今後、強毒性のインフルエンザが子どもたちを襲うということになると、非常に厳しいなというふうに思います。

今、教育委員会初め理事者の方が非常にベストな状態で、新型インフルエンザの対策をしております。ただ、またこれから、冬から春にかけてさらにまだ増加傾向があるのではないかなというふうに思いますので、市長を先頭といたしまして、市としてはベストの状態での新型インフルエンザの対応、特に小中学生の関係、これから受験も控えておりますので、ぜひ、対策を講じていただきたいなというふうに思います。

これは朝日新聞で、学級での過ごし方とか、いろいろと先ほども答弁をいただきましたが、勉強もそうなのですが、家庭においては、やはり手伝いというものも含めて考えていただきたいなというふうに思っております。

ぜひ、これからも市長初め、理事者のさまざまな対応について期待をしておりますので、私は今回この程度にしておきます。どうもありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、3番末次和夫君。

（3番 末次和夫君質問席着席）

○3番（末次和夫君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして項目は3項目です。一括方式で行いますので、よろしく願いいたします。

まず、最初に1項目目、新型インフルエンザのワクチン接種についてでございます。

今回の新型インフルエンザは、我が国の場合、先ほど宮城教育長が、福生市の小中学校生徒の感染についても述べられておりましたが、諸外国に比べ、特に低年齢層の感染が多いのが特徴とのことでございます。患者数も先月で、既に1000万人を超えているということでございます。そして、待たれましたワクチン接種も、厚生労働省の方針が二転三転する中、やっと10月後半から医療従事者を皮切りに、見切り発車的に開始時期を前倒しして、優先順位対象者へと動き始めました。しかし、その後ワクチン不足等により医療現場も相当混乱していると聞いております。日々目まぐるしく対応や状況が変わっております。

そこで、先ほど田村正秋議員からも質問があつて、多少重複するところがあるか

もしもませんが、ワクチン接種につきまして、何点か質問いたします。

まずは、今混乱していると聞いております、ワクチン接種の状況について、現状をお聞かせ願いたいと思います。

そして2点目としましては、先日、説明を受けました接種の助成についてでございます。我が市におきましては、生活保護世帯、市民税非課税世帯は全額助成とのことでしたが、都内の一部の区や、稲城市、多摩市などでは、それ以外に独自の助成制度を設けているとのことでございます。先ほど星野部長の答弁で、答えをもう伺ったような気配はありますけれども、確認の意味で負担割合を含むワクチン接種の助成についてお聞きしたいと思います。

そして3点目としましては、当初予想されたことではございましたが、現在、医療機関でのワクチン不足が心配される状況になっております。

そこで、受託医療機関へのワクチン供給量といえますか、配分量、これはどのようにして決まるものか教えていただきたいと、そんなふうに思います。

そして4点目としましては、先日の新聞で、イギリス系製薬会社の輸入予定ワクチンの副作用の率が高いとの記事が出ておりました。輸入ワクチンにしても、国内ワクチンにしても、開発後まもなく、十分なデータも得られないまま、今回初めての接種となりますので、副作用が心配になります。政府はしっかりとした補償をすることとなっておりますが、また、今国会で成立予定の新型インフルエンザ特別措置法案の副作用の補償につきましても、教えていただきたいと思います。

そして最後に、ワクチン接種の今後の見通しについてもお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、2項目目でございますが、小中一貫教育について質問いたします。

お隣の羽村市では、平成23年度から小中一貫教育校を導入するとのことではございます。多摩地区では、三鷹市や武蔵村山市が先進的な取り組みをしていると聞いております。今後、羽村市を初め、多くの自治体で導入が予想され、近い将来、小中一貫教育は、全国的な流れになっていくのではと、その可能性があると思われませんが、そこで、小中一貫教育のメリット、デメリット、また、施設一体型、隣接型、分離型などを含む小中一貫教育について、我が市の教育委員会として、一般論で結構ですから、御所見を伺いたいと思います。

また、福生市において、仮に導入するような場合の課題、問題点はないか、そして、今後の方向性についてもお聞かせ願いたいと思います。

続きまして3項目目、選挙の投開票事務についてでございます。

選挙に関しましては、過去2回私が質問をさせていただきました。最初の質問は昨年3月議会でしたが、その後5月に行われた加藤市長が当選されました市長選では立会人として、また、ことしの夏に行われた都議会議員選挙、そして衆議院議員選挙では、開票所の柵の外からに見させていただきました。

印象としましては、明るい選挙推進委員の人たちはもちろんですが、職員の人たちも手を休めているような人は1人もおらず、皆さんきびきびと真剣に取り組んでいました。また、改良された開披台では、以前は座って作業をしておりましたが、すべ

ての人が立って作業をしており、迅速性も向上したと思いますし、選管事務局の御努力は十分理解できました。

そこで今回は、投開票の事務経費にだけ絞って質問をさせていただきます。

8月の読売新聞の都下版に、日野市が市民参加と経費削減のため、投開票事務の一部をシルバー人材センターに委託し、ことし4月の市長選では、前回と比べて約1800万円の削減ができたとの記事が載っております。

福生市においても以前より投開票事務以外で、シルバー人材センターへ選挙関係の業務委託をしていることは承知しております。また、先ほど述べましたように、選管事務局の御努力で、迅速性が向上し、以前より経費も削減しているとは思いますが。

しかし、今後より一層の経費節減を目指すには、やはり投開票事務で人件費の高い職員の数を減らし、その分、民間委託として、日野市同様、シルバー人材センターへの業務委託をふやす以外はないのではないかと、そんなふうに考えます。

今回は、私は民間委託イコール、シルバー人材センター委託ということで話しておりますが、多摩地区では、日野市を初め幾つかの自治体が投開票事務の一部をシルバー人材センターに委託しております。地元のシルバー人材センターに委託することは、地元にお金が落ちるということでもありますし、シルバー人材センターの業務拡大の一助にもなります。また、選挙に深い関心を持っている会員も多いと思っておりますので、そういう人たちにとっては、やりがいのある仕事ではないかと、また、大きくは高齢者の生きがい対策につながる業務だとの思いからのシルバー人材センター委託でございますので、くれぐれも誤解のないようよろしくお願いいたします。

そこで、質問の第1点目としましては、ことし夏に行われました都議会議員選挙、衆議院議員選挙の職員数を初めとする個々の従事者数、及びその事務経費につきましてお聞きしたいと思います。

2点目としましては、投開票事務について、現在、シルバー人材センターの委託をしておりません。そこで、事務経費節減の意味からも、前段で述べました投開票事務のシルバー人材センター委託への一部解禁ができないものかをお尋ねいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 末次議員の御質問にお答えいたします。

新型インフルエンザのワクチン接種についての1点目、現状と問題点についてでございます。

東京都は、10月26日から医療従事者への接種を開始し、順次、対象を拡大いたしまして、現在は、妊娠中の方から基礎疾患のある方などの接種を実施しているところでございます。

このワクチンの有効性・安全性につきましては、重症化、死亡の防止について、一定の効果が期待されると言われております。

接種の目的でございますが、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことと、患者が集中発生することによる、医療機関の混乱を極力防ぎ、必要な医療提供体制を確保することが目的でございます。

ワクチン接種の助成につきましては、国からの通知、新型インフルエンザワクチン接種に関する事業実施要綱に基づき実施するもので、接種者またはその保護者から実費を徴収いたしますが、市民税非課税世帯につきましては、全額助成いたします。

この助成事業につきましては、今回、補正予算に提案させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、接種費用でございますが、全国一律で1回目が3600円、2回目が2550円でございます。

1回目と異なる医療機関で2回目を接種する場合は、3600円でございますが、これは基本的な健康状態等の確認が必要なためとなっております。

接種の対象者でございますが、10月1日現在の福生市の人口6万696人に、国が定めた市民税非課税世帯の割合22%を乗じました人数が1万3353人となりまして、接種率50%を見込みました人数が6677人でございます。

予算につきましては、4106万4000円でございますが、事業費の負担割合は、国が2分の1、東京都が4分の1、福生市が4分の1となっております。

接種の現状についてでございますが、国は、各都道府県における優先接種対象者である医療従事者の概数や、人口分布等を勘案し、各都道府県に対するワクチンの配量を決定しております。

都道府県は、ワクチンの適正な流通のため、事前に受託医療機関における、優先接種対象者等に対する接種に必要なワクチン量及び、都道府県に配分されるワクチン量を勘案し、受託医療機関ごとの配送量を決定しております。

ワクチンは順次製造されることから、現時点ではワクチン供給量が十分でないため、直ちに予約できない状況になっておりますが、製造され次第、受託医療機関に配送されますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと存じます。

市民の皆さまへのワクチン接種助成のお知らせでございますが、既に優先接種対象の方が11月9日から始まっております。その中には、市民税非課税世帯の方もいらっしゃると思われまますので、10月29日付けでホームページ、また、11月15日号の広報に「市民税非課税世帯・生活保護世帯の方は、接種費用の助成を検討中です。領収証及び新型インフルエンザ予防接種済書は、大切に保管しておいてください。」と掲載させていただきました。

副作用の補償につきましては、国は11月20日の衆議院厚生労働委員会で、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案を可決しております。

内容でございますが、新型インフルエンザワクチン接種で、健康被害が生じた場合、医療費や遺族一時金、障害児養育年金などを給付し、金額については政令で定めるとのことでございます。また、輸入ワクチンによる副作用被害が出た場合、海外メーカー側の訴訟費用や、損害賠償金を国が肩がわりすることも規定しております。

今後のワクチンの見通しについてでございますが、国及び東京都からは、接種希望者全員が受けられる量を確保しているとのことでございます。

いずれにいたしましても、国及び東京都の決定事項に従いまして、速やかに対応

をしてまいりたいと考えております。

2項目目の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをさせていただきます。

また、3項目目の選挙の投開票事務経費につきましては、選挙管理委員会からの答えとなります。以上で、末次議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 末次議員の御質問にお答えを申し上げます。

小中一貫教育についての福生市教育委員会の見解ということでございますが、私どもといたしましては、一貫教育ということだけでなく、連携教育も踏まえての見解としてまず申し上げさせていただきます。

そもそも小学校と中学校が、学習内容の系統性や児童・生徒指導の連続性について意識をして日ごろの教育活動に当たることについては、当然必要なことであるととらえております。

例えば、本市におきましても、小中学校の教員の研修会であります福生市立学校教育研究会におきまして実施をいたしております小中学校合同の研究授業及び研究協議会、また、先日、市内全校で一斉に取り組みました輝け福生いきいき活動などは、小中連携に向けた事業の一つであると説明できるかというふうに存じます。

さて、そのような中で御質問にございました羽村市のことでございますが、来年度から羽村第三中学校と武蔵野小学校を、施設隣接型の小中一貫教育校として、教育目標や教育課程の検討に入り、平成23年度4月からの開校を予定しているということであり、さらに平成24年度からは、羽村第一中学校、羽村第二中学校とそれぞれの学区の小学校において、施設分離型の小中一貫教育校を開校する予定とのことでございます。

議員の御指摘がありました、羽村市だけでなく、武蔵村山市、三鷹市などでもこのような小中一貫教育について研究を進めたり、既に開校して教育活動に当たったりしております。

福生市では現在、このような小中連携から一步進んだ小中一貫についての検討は、今後の課題といたしております。したがって、一般論として聞いておりますところで申し上げますと、小中一貫の予想される成果としては、小学校から中学校への接続を円滑にすることや、義務教育9年間を通して、系統的に指導することによる規範意識の向上や、学力の向上などがあげられるということでございます。

なお、小中連携については、本市でも重要な課題の一つをとらえておりまして、今年度は校長会におきまして、先進地域の視察を実施をしたり、中学校の学区ごとに協議会を開催したりと、研究と実践を進めております。

一方で、小中一貫教育に伴いまして、想定をされる課題としては、これも一般論として申し上げますが、進学という節目がなくなって、人間関係が固定化してしまう懸念があることが指摘されているようであります。さらに、9学年同じ校舎で学習するということになると、特別教室や体育館などの学校施設をどのように使い分けるか。45分と50分の異なる授業単位時間の問題、小学校の中休みの取り扱いなど、

解決しなければならない課題が数多くあるとも聞くところであります。

福生市でも導入ということになりますと、一般論で指摘をされますことのほか、福生市の独自の課題がどのようなものであるか、現時点では、具体的には検討に入っておりませんので、個々については何ともお答えをいたしかねるところでございます。

いずれにしましても、目下の福生市におきましては、義務教育学校として、地域に根差した基礎的、基本的学習内容を確実に身につけさせることや、豊かな心と体の育成に全力をあげて取り組むといった観点からの教育の充実が優先をされると考えるものでございます。

今後も、先進地域の動向を見守りながら、現行制度の中で、地域との連携や小中間の接続を滑らかにし、基礎的、基本的な規範意識の醸成や学力の向上、そして、特別支援教育の充実など、より質の高い教育水準に向け維持発展できるよう、着実に対応したいと、このように考えているところでございます。

以上、末次議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(選挙管理委員会事務局長 榎戸宏君登壇)

○選挙管理委員会事務局長(榎戸宏君) 選挙の投開票事務経費について、選挙管理委員会からお答えいたします。

1点目の都議会議員選挙及び衆議院議員選挙の従事者数等についてでございますが、7月12日執行の東京都議会議員選挙の職員従事者数は、投票所56人、開票所76人で、投票所職員経費は266万3302円、開票場職員経費は60万1644円です。

8月30日執行の衆議院議員選挙の職員従事者数は、投票所67人、開票所88人で、投票所職員経費は315万932円、開票所職員経費は113万4348円です。

民間委託人数は、都議会議員選挙及び衆議院議員選挙とも、人材派遣会社に投票事務従事として33人を派遣委託し、その経費が、都議会議員選挙55万8319円、衆議院議員選挙55万7550円です。

また、明るい選挙推進委員に開票の開披分類作業に従事していただき、その経費が、都議会議員選挙は15人で3万7500円、衆議院議員選挙は18人で4万5000円となっております。

2点目の投開票事務経費の節減についての民間委託の拡大についてでございますが、現在、投票事務では、人材派遣会社から各投票所3人、11投票所で33人の派遣社員が従事しております。また、開票事務では、明るい選挙推進委員の中から、希望者を募り、開披・分類作業の従事をしていただいております。

この投開票事務の民間委託の拡大でございますが、選挙は、公正かつ正確な執行が求められております。

投票事務につきましては、代理投票、入場整理券の再発行、投票速報、選挙人からの各種問い合わせなど、職員がかかわらなければならない業務がありますことから、これ以上の人数を民間委託することは、現在のところ考えておりません。

開票事務につきましては、投票用紙の開披、分類、第一点検部分につきましては、

必ずしも全員職員でなければならないということはありませんので、このような業務に従事するところがあれば、民間委託も可能と考えております。

以上で、末次議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 午後2時15分まで休憩といたします。

午後2時 休憩

~~~~~

午後2時15分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（末次和夫君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をいたします。

まずは、1項目目の新型インフルエンザのワクチン接種についてでございますけれども、接種の状況についてですが、市のホームページの開始時期を見ますと、妊娠中の方や基礎疾患のある方、そして、1歳から未就学児までは11月9日から、もしくは11月16日から接種が始まっていると思っておりますが、現在まで接種が順調に行われているのか、また、接種人数や対象者の接種率を概ね把握できているのかお聞きしたいと思います。

また、接種の助成につきましては、先ほどの市長答弁で了解いたしました。

そして、ワクチンの供給量、配分量についてでございますけれども、先ほどの答弁で、受託医療機関ごとの配送量を決定ということでございましたが、季節性インフルエンザの場合には、個々の医療機関が独自に決め、医師会がまとめて申請すると聞いております。仮に今回も同様のやり方ですと、必要なワクチン量が予定どおりに確保できないのではないかと思いますので、そこで、最終的に福生市の接種総数、接種率を、行政としてある程度予想しているのか。そして、必要と思われるワクチン量に関して、市内の受託医療機関とその配分量などについて、打ち合わせや要請を行っているのか、お聞きしたいと思います。

2項目目、小中一貫教育について質問いたします。

先ほどの宮城教育長の御答弁では、福生市における小中一貫教育については、検討は今後の課題だとの答弁でございました。

ということは、今のところ福生市においては、導入は考えていないと、そんなふうに解釈いたします。メリットも多い一貫教育であり、大きな流れではありますが、私自身も、施設一体型か隣接型でない大きな効果が望めないと思えますし、また、財政上の問題や通学区域の問題等もあり、難しい問題であることは間違いありません。

福生市の場合、一貫教育導入よりも、まだその前にやるべきことがあるというようなお考えで、その一つに、小中連携の緊密化を考えていると思えます。

そこで、1点目としましては、現在の福生市の小中連携教育の推進状況について、お聞きしたいと思います。

そして、2点目としましては、福生市でも将来、新たな場所や既存の場所に一体型もしくは隣接型の小中一貫校を開設する可能性もゼロとは言えないと思えます。そこで、補助制度についてお聞きしたいと思います。一貫校の新設における土地や校舎へ

の補助制度はあるのか、ある場合には、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。また、ない場合には、一般的な小中新設校への国や都の財政補助やその補助率等についてもお聞かせ願いたいと思います。そして、一貫校の新設に当たり、既存の小中学校が廃校になる場合、廃校の土地などの処分は、自治体の裁量で自由に行えるものなのかどうかも、お聞きしたいと思います。

続きまして、3項目目、選挙投開票事務経費について質問いたします。

まずは、開票事務の一部委託につきましてお聞きします。

先ほど、開披、分類、第一点検までは、民間委託も可能との勇気ある踏み込んだ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。開票事務に関しては、シルバー人材センターの一部を委託してくれると私は理解しましたが、そこで一点だけお聞きしたいと思います。次の選挙は来年の参議院選挙でございますけれども、そのときに、シルバー人材センターへの開票事務の一部委託ができるのかどうか、そのようなところ、お聞きしたいと思います。

次に、投票事務の一部委託についてお伺いします。

先ほどの榎戸選挙管理委員会事務局長の御答弁で、職員がかかわらなければならぬ業務があり、これ以上の人数の民間委託は考えていないとのことでした。投票事務は、都議会議員選挙の場合、1投票所につき第1投票所を除きまして、職員が5名、人材派遣が3名の体制で行っておりますが、職員を1人減らし、4対4の体制でも、トラブル等があったときも対応できるのではないかなど、そんなふうに私は思います。

特に選挙は、失敗の許されない業務であり、また、投票事務は、有権者とじかに接する業務でございますから、何かあればすぐに選挙管理委員会事務局に苦情が来ると思います。そういう意味では、立場上不安を持たれるのは当然のことと思いますが、しかし、シルバー人材センターでは、パソコン教室を開設し、精通している人も多いと聞いております。また、高齢者といっても、まだ心身ともに若い人がたくさんおります。近隣でも小金井市では40名、小平市では100名、冒頭述べました日野市では58名と、シルバー人材センターを活用し、投票事務に当たらせております。日野市の場合、これまで3回の選挙では、トラブルは全くなかったというようなことも聞いております。

要は、事前に講習等の準備がしっかりと整えば問題はないと思います。そして、投票所の経費につきましても、11カ所の投票所で、これは仮にですが、民間委託を、これはシルバー人材センターということになります。1人ふやし、職員を1人減らした場合、私の試算では、各投票所の事務経費は、1カ所につき3万円ほど節減されると思います。11カ所で約33万円前後の節減になるということになるかと思っております。

投票事務は、業務時間も長く、その分1人当たりの職員の経費も高額になりますので、民間委託の拡大は、事務費節減に大きな効果があります。ただ単に、投開票事務経費の節減ということだけでなく、大きくは、行財政改革の一環のひとつだと捉えていただきまして、民間委託の拡大ができないか、少々しつこくして申し訳ありませんが、開票事務委託同様、勇気ある御答弁を期待し、再度お願いいたしまして、私の

再質問を終わりにしたいと思います。御答弁よろしくお願ひいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、新型インフルエンザのワクチン接種につきまして、何点か再質問にお答えをさせていただきます。

まず、接種は順調に進んでいるか、ということでございますが、今回のワクチン接種につきましては、国が10月1日に定めました新型インフルエンザワクチン接種の基本方針、これによりまして、国、都道府県、市町村、あるいは受託医療機関等の役割を定めまして、実施をすることになっております。

ただ、医療機関でのワクチンの確保量の不足、これに伴う接種予約の混乱などの状況から考えますと、順調に進んでいるとは言えないのではないかとこのように私も考えております。

次に、現時点での接種人数等のお尋ねでございますが、接種人数につきましては、先ほどの国の定めた基本方針によりまして、医療機関から毎月ごとに市町村に接種人数の報告をいただくことになってございます。現時点では、10月末までの接種人数の報告を受けておりまして、人数は248人となっております。

ただ、これはすべて医療従事者でございます。11月9日から妊婦や基礎疾患がある方などの、いわゆる優先接種対象者の接種が始まっておりますが、現時点、11月30日を過ぎておりますが、まだ各医療機関から出そろっていない状況でございますので、御理解をいただければと存じます。

それから、次に、最終的な接種人数はどのくらいかということでございますが、これも接種希望者がどのくらいかということになると思うところでございますが、現時点では、これを把握することは、極めて困難な状況でございます。例えば、季節性のインフルエンザというようなものと同様に考えていかということになるかと思うのですが、果たしてそれでいかどうかというようなこともございまして、誠に恐縮でございますが、御理解をいただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、接種希望者が接種できるよう、市といたしましても、できる範囲で努力していきたいと、そのように考えてございます。

次に、ワクチンの確保についてですが、医療機関との打ち合わせ、あるいは要請というお尋ねでございます。

ワクチンの確保につきましては、11月25日現在で、医療機関、医師会を通じまして、当初要求したものは2897回分で、現在確保されているのが、2410回分、83%というような確保率というふうに聞いております。また、医療機関は、接種予定者を見込んでワクチンの要求を行っておりますが、医療機関での個々の事情、あるいはスタッフ等のキャパシティー、あるいは場所等のキャパシティーなどもございまして、通常の一般診療にも少なからず影響があるというふうにも聞いているところでございます。

こうしたことから、市といたしましても、医療機関に対しまして、積極的にワクチンの確保量をふやすというようなことをお願ひを申し上げたいところでございますが、なかなかそれもままならない状況かと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

○教育長（宮城眞一君） 私の方からも最初のところで、小中一貫について考えていないのだねというような、お話もありましたので、教育委員、それぞれの委員の認識として、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

教育委員会の中で議論をいたしている中で、各委員としましては、検討すべき課題だという認識は十分持っているということでもあります。ただ、先ほど私の答弁で申し上げておりますように、今、まだ福生市としてすべきことはかなりあると、連携の問題も含めて、ということでございますので、まったく一貫についての考え、認識がないということではありませんので、検討すべき課題だというふうな認識をきちんと持っているという意味で御理解をいただいておりますというふうに存じます。

○参事（川越孝洋君） それでは、私の方からは、福生市小中学校におけます連携教育の推進状況について御答弁申し上げます。

先ほど教育長の答弁にもございましたように、この推進に大きく関連をしておりますのが、小中学校の教員の授業力向上をメインにしております研修会でございます、福生市立小中学校教育研究会です。

小中学校合同の研究授業及び、研究協議会を計画的に進行させ、着実にその目的を遂げるべく努めているところでございます。さらには、児童・生徒の交流活動、体験入学などと、行事での連携も進めているところでございます。

そして本年度から、中学校区ごとに校長が中心となりまして、小中学校連携協議会を校長みずから組織をし、定期的に検討し、組織的に実践をしております。福生市の小中学校校長会では、現状の児童・生徒の質を一步でも向上させようと、それぞれの課題解決に向けて特色ある教育課程の編成や、授業の指導法の工夫・改善を行うことにより、課題解決に当たっております。小中学校の教員の相互の理解を深め、児童の小学校から中学校への進路の充実、あるいは中1ギャップの解消、不登校問題、学力向上、健全育成といったような問題の解決を図っているところでございます。

本年度の具体的な活動成果でございますが、校長会といたしましては、この研究テーマを、小中連携による9年間見据えた教育活動の実践ということを掲げております。5月には、小中学校の校長によりまして、中学校が実施しておりますスプリングスクールを見学したり、あるいは、7月には、先進校の視察で千葉県八街市を訪れております。小中学校の連携継続の指導について学んできております。

そして9月には、先ほど申しました公立学校の教育研究会で、具体的には、算数部による小中の教員がチームを組み、事業を行っております。

そして御案内のように、輝け福生いきいき活動、あるいは学校経営の研修会といったようなところでも、小中連携をテーマにした講演会等を行っております。

さらには細かいところでございますが、各小中学校の授業参観、あるいは行事等相互に参観をしたり、そして、学校評議員会の評議員として参加をしたり、職場体験での学校の交流活動でありますとか、あるいは中学校の教員が、小学校へ出前授業を行う。そして6年生が、中学校訪問を行うといったようなことも行っております。PTA活動も大変活発に動いていただいております。PTAの方でも小中の学校交流会など活発に行っているところでございます。

今後の取り組みでございますけれども、一つにはやはり児童・生徒の夏季休業の始まりだとか終わりの小中での統一だとか、中学校スプリングスクールへ小学校の協力がいただけないかと、あるいは、中学校の教師による出前授業の実施回数ももう少しふえないか。そして、小学生が中学校の訪問を行ったり、あるいは、中学校が小学校訪問を行っていく、こういったことの充実を図る。それから、先ほど申しました校区ごとの連携協議会をもう少し発展をさせたいというふうに考えておりますし、このところ西多摩地区の方から独立をさまざましておりますけれども、福生市独自の、例えば小学校音楽会への中学校の参加、あるいは作品展等の中学校の参加、そういったことも考えられますし、今現実的に進めておりますのは、小中学校の基本的な生活プランの作成だとか、あるいは、9年間を見通しました教育課程の作成といったようなことを、順次進めているところでございます。

今後とも、市内小中学校が有機的な連携を深めまして、実のある小中連携教育の推進に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○教育次長（宮田満君） 御質問の小中一貫校を建設した場合の、国または都の補助及び、不要となった学校用地の処分に関してでございますが、まだ具体的なシミュレーションをしておりませんので、具体的なお話はできませんけれども、ごく一般的な事例を申し上げます。

小中一貫校の校舎建設に関する補助制度でございますが、通常の校舎建設に係る補助となるということでございますが、施設一体型の校舎を建設した場合につきまして申し上げますと、学校用地を新たに取得し建設を行った場合、用地の取得に関しましては、国、都の補助はございません。

次に、校舎の建設費の補助でございますが、小中一体型の校舎を建設した場合、国の補助として、国庫負担金と交付金が適用となります。

新たな場所に校舎を新築した場合、小中それぞれの学級数に応じた基準面積に、補助単価を掛けて、補助対象事業費を算定し、その2分の1が国庫負担金となります。

また、小中どちらかの学校に統合される場合につきましては、校舎を増築することとなります。増築される部分につきましては、統合される学校の学級数に応じた基準面積から、既に保有している面積を引きまして、補助単価を掛けて、補助対象事業費を算定し、その2分の1が国庫負担金となります。もともとある学校につきまして改修工事を行う場合は、交付金の対象となります。この場合、改修が必要な部分の面積に、交付金算定単価を掛けまして、対象経費を算定し、その3分の1が交付金となるものでございます。都の補助につきましては、校舎建設に関してはございません。

また、建設事業費につきましては、例えば、品川区の一貫校設置の場合でございますと、建設費用は、この場合、児童・生徒数が1000人、30人学級の規模の学校でございますが、建設事業費が49億円かかりまして、それに対する国庫補助額は2億円でございます。率にいたしますと、5.3%の補助率でございます。

次に、廃校となった学校の土地の処分でございますが、まず最初に、この廃校となった学校につきましては、行政財産でございますので、これを市の普通財産に変更

をしていただく、そういった手続が必要になります。

普通財産になれば処分は可能ということでございますが、さまざまな議論があるものかと思えます。以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（榎戸宏君） 再質問にお答えいたします。

開票作業についての民間委託の件でございますが、次回の選挙は、来年の参議院議員選挙になるわけでございますが、今具体的に何人とは申し上げられませんが、民間委託できるような方法を考えていきます。

2点目の、投票事務の民間委託について、行財政改革の一環として検討できないかという件でございますが、投票に従事する職員を、どこまで民間委託すれば適正であるとの基準はございません。選挙は、一度投票をしてしまいますとやり直しがきかない、間違えが許されない仕事でございます。

そのことを考慮いたしますと、現在の従事者数が、投票日当日の各投票所の業務を円滑に執行できる人数と考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○3番（末次和夫君） 御答弁ありがとうございました。

宮城教育長の御答弁で、ちょっと私が早とちりしたのかもしれませんが。

以前、シルバー人材センターの会館建設のときに、「検討は今後の課題」という言葉、どこかで見たなと思ったら、星野部長そのとき言っていたのですね。「これはだめなんだな」と解釈しましたので、今回もだめなのかと、ちょっと早とちりをしまして、申し訳ありませんでした。それでは、要望の方をさせていただきます。

ワクチン接種につきましては、今回ワクチン接種の混乱というのは、厚生労働省の準備不足と、たび重なる方針の変更が原因だと思います。6月の質問のときも要望しましたが、常に、昨日の市長答弁にもあったと思いますが、強毒性の新型インフルエンザが発生した場合を念頭に置いて、より医療機関との連絡を密にして、一層の協力を仰ぎ、限られたワクチン量の中、可能な限りスムーズなワクチン接種ができるように、御努力をお願いしたいと思います。

そして、2項目目の小中一貫教育についてでございます。

よく子どもは、社会を映す鏡であり、親や家庭を映す鏡だとも言われておりますが、その時代の教育を映す鏡でもあると思います。また以前より、教育は国家100年の計と言われますように、当たり前のことですが、非常に重要なものだと思っております。

平成18年度に、教育基本法が改定されまして、私は門外漢ですが、やっと正常になってきたなど、そんな思いで見えておりましたが、ことし政権交代が行われまして、教育面では、全国学力テストの縮小や教員免許更新制の廃止など、そして、モンスターペアレントを再生産するのではないかと思うような、義務を伴わない履き違えた自由や権利や人権などの教育が、再び教職員組合主導で行なわれるのではと、非常に心配しているところでございますが、小中一貫教育に関しましては、この流れを止めるようなことはないと思っております。小中一貫教育は、先ほど述べましたように、一般論として、一体型、隣接型であれば、大きな効果があると思いますが、財政的にも大きな負担となると思います。効果は少ないですが、一貫教育を目指す多くの自治体

にとっては、分離型が一番現実的な選択になるかもしれません。

福生市におきましては、現在、慎重に考えられているところだと思いますが、いずれにしても、今後の大きな課題であることには間違いのないと思います。検討はイコール実施ではございませんので、しかるべき時期が来ましたら、ぜひ検討をお願いしたいと思います。また、選挙の投開票事務につきましては、次回、開票事務に関しては、一応、シルバー人材センター、何名になるかわかりませんが、使っていただけるようでございますので、ありがとうございました。

投票事務も開票事務をあくまでも私の試算ですけれども、40万円前後の節減になるんですよ。この金額自体が、大きい金額かどうかというのはありますけれども、各部署が同様に努力して節減すれば、「ちりも積もれば山となる」ではございませんが、それなりの歳出削減につながるだろうと、そんなふうに考えております。

また、再来年は、私たちが立候補できればの話ですが、審判をくだされる市議会議員選挙もございます。その翌年には、加藤市長が審判を仰ぐ市長選もございます。

その経費は市の負担になると思いますので、それまでには投票事務の民間委託につきまして、多角的に検討していただき、一層の経費節減に努めていただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、7番原田剛君。

（7番 原田剛君質問席着席）

○7番（原田剛君） それでは、御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、環境行政について、防災行政について、スポーツ振興についての3項目についてお聞きしたいと思います。

第1項目目、環境行政について。

地球温暖化が、人類、生物界、環境と、深刻な問題もたらすことが指摘され始めました。地球温暖化は、既に異常気象などにより、身近ではゲリラ豪雨など、私たちの生活にも影響をもたらしていますが、今後、より一層深刻な影響が出てくるものと予想されます。福生市でも、「福生市地域新エネルギービジョン」と策定し、この中で2004年基準で、CO<sub>2</sub>を2020年には25%、2030年には50%削減を目標として、いろいろな事業を展開しております。

そこで第1点目として、福生市地球温暖化対策設備助成金制度についてお伺いしたいと思います。地球温暖化の一環として、平成21年4月から太陽光発電システムやエコジョーズなど、住宅用省エネルギー、新エネルギー設備を新たに設置した場合に、費用の一部を助成しています。第1回目が7月に行われ、太陽光発電システムが11件、ヒートポンプ給湯器、いわゆるエコキュートが21件の申請があり、その他合わせて合計で42件の申請でした。

住宅太陽光発電システムには、平成21年度から国の経済産業省で補助制度が開始され、東京都でも同様の補助制度が開始されていますが、国と都が実施する補助制度は、重複しては受給できませんが、福生市の地球温暖化対策設備助成金制度は、国

と都の助成制度とは別枠で受給ができます。このため、非常に人気が高いものと思われます。9月議会で、地球温暖化対策設備助成金制度の補正予算を行って、昨日1日に、追加申請が受付開始されましたが、今回の状況はいかがだったでしょうか。

次に2点目、環境家計簿コンテスト・緑のカーテンコンテストについて。

福生スクラム・マイナス50%協議会で、地球温暖化対策の一環として、自分がどれだけの二酸化炭素を出しているかということを知るために、環境家計簿と自然の力を利用して、夏を涼しく過ごす緑のカーテンの普及を始めました。

ことしの夏は我が家でも部屋の窓に、地面から1階の天井ぐらいまで緑のカーテンを行い、窓を覆う形でゴーヤをつくりました。直射日光が部屋に入らないので、エアコンも使わない日もあり、エアコンの使用量が減り、効果はありました。市ではさらに普及を図るため、環境家計簿コンテストが7月から9月の3カ月間行われ、また緑のカーテンコンテストが9月30日締め切りで行われましたが、各コンテストの参加状況はいかがだったでしょうか。

次に、2項目目、防災行政について。

今回、総務文教委員会の行政視察の中で、神戸の「人と防災未来センター」を見学しました。阪神・淡路大震災のその時間の各地の状況を生々しく再現したシアターは、ビルのガラスが飛び散り、また、建物・高速道路が倒壊するなど、すさまじさを伝えるものでした。

また、被災者が当時の状況を絵にした絵画展もやっていましたが、迫りくる火災の状況や、また、自分の奥さんの葬儀の様子などを描いた絵が展示され、その心の傷を思うと、よく絵が描けるなと思ひ、同時に、地震が起こるのはどうすることもできないが、被害を最小限に抑えるために、防災・減災対策を行っていかねばならないと思った次第でした。

昨日の清水議員と重なる部分もありますし、また、増田議員からも、御配慮いただいたところもありますので、そこも含めて4点について質問をしたいと思います。

まず1点目として、福生市家具転倒防止器具支給事業について。

6月1日から地震による家具の転倒を防ぎ、大切な御家族の命を守ることを目的に、先着順で希望する世帯に、合計約1万5000円相当の家具転倒防止器具を支給する事業を行いました。各器具にポイントがつけられ、器具のいろいろな組み合わせができ、合計150ポイント以内になるようにして申請するものです。高齢者などには取り付けサービスもあり、親切な事業であります。この家具転倒防止器具支給事業の申請状況はいかがかお伺いしたいと思います。

2点目として、災害時要援護者の支援について。福生市の地域防災計画の中では、「在宅災害時要援護者対策で、町会等において、地域内の在宅要援護者の把握に努め、その支援体制を検討し、災害時には対象者の安全確保に協力する。」とあります。

しかしながら、町会等においてもと言っても、町会加入率が下がる中、町会に加入していればある程度把握できますが、加入していない方まで把握することは、なかなか難しいことだと思います。大規模な地震が発生した場合、住民は速やかに安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとる必要があります。

しかし、65歳以上の高齢者でひとり暮らしの方、寝たきりの方、認知症の症状を有する方、また身体障害者について災害時の安否確認をどのように行っていくか、また、他の健常な方の援護を受けなければ、そのまま自宅の中で、適切な行動をとれないことが予想されます。そこで、災害時の要援護者の支援について、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

次に3点目として、災害時のBCPについて。

昨年9月、一般質問でBCPの質問をしました。事業継続計画、BCP。自然災害、大災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続、あるいは早期復旧を可能とするために、緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画で、福生市のBCPの状況について質問しました。

その時の御答弁に、情報通信部門についての業務継続計画のガイドラインが先行し、今後は災害時の対応計画とともに、市民サービスの復旧、再開に向けた業務継続計画が必要になってくると認識しているとありました。

地域防災計画では、都や区市町村、防災関係機関が連携して実施すべき予防、応急、復旧、復興業務を総合的に示す計画ですが、災害時にマンパワーなど資源が制約されている一方で、被害状況の把握、避難所の設営・運営などの応急対策・応急復旧業務に加え、医療や介護など、災害時にも継続して実施すべき優先度の高い、通常業務を円滑に遂行する必要がある、それらの業務の復旧について時系列で、発生後直ちに、1時間以内、24時間以内、3日以内などの目標復旧時間を設定しています。

限られた人数でどの業務から復旧していくのか継続すべき重要業務を絞り込み、非常時優先業務遂行を確保するための計画です。その後、災害時BCPについて、どのようになっているかお伺いしたいと思います。

次に4点目、ヘリサインについて。

大規模な地震発生時における、初期段階での被災情報の収集を初め、被災時の救急活動、災害活動要員や医療器具救援物資の輸送等には、ヘリコプター活動は欠かせないものであります。

震災時に上空から建設物の識別を容易にし、ヘリコプター活動の迅速化を図るためには、公共建築物の屋上に施設名の表示「ヘリサイン」を設置することが防災対策上有効と言われておりますが、福生市の状況はいかがでしょうか。

次に、3項目目、スポーツ振興についてお伺いします。

1点目、市の体育施設・学校体育施設の使用について。福生市では、今まで学校のネットフェンスのかさ上げを行ったり、今後、来年度もネットフェンス整備を予定している小学校もあります。

また、福生野球場や市営競技場のネットフェンスのかさ上げ整備をこれから予定していますが、市の体育施設・学校体育施設を、野球、ソフトボールの団体が使用したとき、ボールが飛び出して周辺地域に損害を与えた場合の対応、また、器物破損の発見がおくれ、損害を与えた団体が特定できない場合の対応についてお伺いしたいと思います。

次に2点目、体育施設の使用料についてお伺いします。

体育施設の使用料が高いというお話を伺いました。それで、福生市の使用料を調べていったところ、テニスについて、使用料が近隣他市に比較して高いようです。例えば、市内在住・在勤者について、一面2時間というので見ていきますと、羽村市は300円、昭島市は800円、青梅市は800円というところであります。若干高いところでは、あきる野市が全天候型で1300円というところがありました。それと比較して福生市の方を見ていきますと、市営競技場が1000円、南公園が600円、武蔵野台、福東については1600円と、昭島市や青梅市に比べると、武蔵野台や福東については、倍の料金、使用料となりますが、どのようなお考えで設定しているのか、これをお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問、よろしくお願ひいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) それでは、原田議員の御質問にお答えいたします。

環境行政についての1点目、福生市地球温暖化対策設備助成金制度についてでございます。

これは、地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電等の住宅用省エネルギー・新エネルギー機器を設置された市民に対して、その経費の一部を予算の範囲内で助成する制度でございます。

国と東京都の補助制度の実施に合わせ、今年度より「五つの元気」事業として実施いたしました。

年度当初301万円を予算化いたしました。7月1日の受付日当日に、予算額に達したため、申請を締め切らせていただきました。その後、対策をより推進するため、9月議会で201万円の補正予算を組み、12月1日、きのうでございますけれども、追加受付をいたしました。当日の受付開始時には、37名の方が並ばれておりました。

そのうち申請をお受けてきた方は、16名でございます。お受けできなかった21名の方には、申し訳なく思っております。

受付方法は先着順でございますが、同様の補助制度を実施している15市のうち、先着順が13市、抽せんが2市となっております。申請者によっては、助成額が多額になる制度でございます。そのため、申請者の労に報いることが出来得る方法として、先着順を採用している自治体が多いものと推察されます。

なお、来年度につきましては、今年度の状況を踏まえ、充実させていきたいと考えております。

次に、2点目の、環境家計簿コンテスト・緑のカーテンコンテストについてでございます。

本年度から地球温暖化対策の一環として、家庭の電気やガスなどの使用量を把握することで、家庭からの二酸化炭素排出量を認識していただく「環境家計簿」と、ゴーヤ、アサガオなどのツル植物を育て、日よけにし、自然の力を利用して夏を涼しく過ごす「緑のカーテン」の普及を図るため、コンテストを実施し、12月14日に表

彰式を実施いたします。

環境家計簿コンテストには24件、緑のカーテンコンテストには29件の応募がございました。全世帯数から見れば、参加された方は少数でございますが、今後もコンテストを継続していきたいと考えております。また、少しでも多くの方に環境家計簿を知ってもらい、取り組んでいただく事業も必要だと考えております。

そのため、来年度の新たな取り組みとして、国の緊急雇用対策事業を活用した、環境家計簿普及事業を計画しております。この事業は、市内の全世帯を訪問して、環境家計簿について御説明し、その取り組みを御依頼するもので、他市に例のない先駆的な事業でございます。今後も新たな取り組みに挑戦し、さらなる普及活動の充実に努めていきたいと考えております。

防災行政についての1点目、福生市家具転倒防止器具支給事業についてでございます。

この事業は、東京都市長会の助成事業で、市民の皆様に家具転倒防止器具を支給することにより、住居内の家具の転倒防止対策等を推進し、震災時における人的被害を最小限に抑えることを目的に実施するもので、今年度から23年度までの3年間の事業でございます。

内容は、市内全世帯を対象に、器具を希望する世帯に対し、無償で支給をしております。また、高齢者・障害者等で取り付けが困難な方には、シルバー人材センターによる取り付けも行っております。

申請状況でございますが、11月27日現在754件の申請がございます。当初は、440世帯の予定でしたが、入札差金や取り付け希望者が予定より少なかったことなどにより、今年度は当初予定より多い、800世帯ほどを見込んでおります。

まだ若干の余裕がございますので、お申し込みをされていない方は、お早目に、市内の取扱店へお申し込みいただければと思っております。

次に、2点目の災害時要援護者の支援についてでございますが、大規模地震、豪雨、大火災などの災害が発生したときには、これまで発生した災害の教訓から、消防や行政機関等ではすぐに救助等に行けないことが考えられます。特に、家族の支援を得られず、自力で安全な場所へ避難することが困難な方は、避難がおくれ、孤立してしまう恐れがございます。

そこで、地域の方のお力をお借りして、このような方を支援できるような、災害時要援護者登録制度のような取り組みができないかを考えております。災害時に援護が必要な方である本人の同意を得て、必要最低限の情報を、市及び関係機関、地域の方に情報提供し、災害が発生したとき、迅速かつ的確に、安否確認や避難誘導等の支援ができるような体制づくりを目指しております。

このことについては、現在、庁内で災害時要援護者対策検討会にて、具体的な検討をしているところでございまして、来年度からの実施を目指してまいりたいと考えております。

次に、3点目の災害時のBCPについてでございますが、清水議員にも御答弁申

し上げましたが、BCPを策定することにつきましては、今回見直しを図っている地域防災計画から、新規に盛り込む予定になっております。

今後、東京都のBCPなどを参考に、大地震等の災害に対する市のBCPを、全庁的に検討してまいりたいと考えます。

内容は、大地震等による災害発生時に、短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するための事前の事業のバックアップのシステムや、オフィスの確保、災害に即応した要員の確保などについての対応計画を定めるものでございます。

災害発生時に、職員や庁舎、ライフラインが制限される中、災害対応業務だけでなく、通常業務が復旧するまでのレベルや時間を考え、優先されるべき業務を特定し、必要な資源も考え合わせ、必要な対策をあらかじめ準備しておくことが必要となります。

このようなことを踏まえ、今年度の防災訓練につきましては、開庁日である土曜日に市役所業務を継続しながら、災害対応に当たるという訓練をさせていただきました。

今後もこうした訓練を繰り返し検証しながら、災害時に備えた体制づくりを進めてまいります。

次に、4点目のヘリサインについてでございますが、こちらの御質問も、清水議員に御答弁申し上げましたが、学校などの屋上等に大きく名称を表示するもので、災害発生時の避難・救助の際に、上空のヘリコプターからの目印となるもので、東京消防庁が推進しております。ことしの2月に、東京消防庁のヘリコプターに乗る機会がございまして、福生市上空から、このヘリサインを確認することができました。市内では現在、都立高校である福生高校、多摩工業高校の2カ所に、このヘリサインが表示されております。

福生市の地域を考えますと、中学校区単位での設置が望ましいと考えておりますことから、市の北側第二中学校区あたりにあればと考えられ、この地域には、福生市地域防災計画に定める、災害医療の拠点である公立福生病院が所在することから、今後、病院側とも調整を図ってまいりたいと考えております。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えをさせていただきます。

以上で、原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 午後3時20分まで休憩といたします。

午後3時3分 休憩

~~~~~

午後3時20分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（教育長 宮城眞一君登壇）

○教育長（宮城眞一君） 原田議員の御質問にお答えをいたします。

スポーツ振興についての1点目、市の体育施設・学校体育施設の使用についての御質問でございますが、御指摘の野球・ソフトボール等の団体が、体育施設を使用のときに、ボール等が体育施設の外に飛び出し、周辺地域等に損害を与えた場合とか、

周辺地域等に発生した損害の事実を時間を経過してから、被害者が認知をした場合など、さまざまなケースが考えられるかと存じますが、教育委員会側の基本的な姿勢といたしましては、損害及び被害の状況を調査し、明らかに当該体育施設等に起因をする損害及び被害の場合は、市がその責めを負うこととなると考えております。

2点目の体育施設の使用料についてでございますが、まず初めに、福生市におけます使用料の算定方法についての基本的な考えといたしましては、文化施設や体育施設などにありましては、受益に応じた負担をいただくということにいたしており、具体的な使用料算定の基礎的なコストといたしましては、用地費、建築等工事費、調度等の備品費、想定される運営費、人件費などを算出し、耐用年数や稼働率などを考慮して、単価を算出をいたします。さらには、近隣の類似施設などとの比較もする中で、使用料として決定をされています。

現在、テニスコートの使用料は、砂入り人工芝コートの場合は、市内一面1時間800円、ハードコートの場合は、市内一面1時間500円、照明料につきましては、市内一面1時間1000円というふうになっております。

また、武蔵野台テニスコートの使用料につきましては、平成4年度にハードコートから砂入り人工芝に改良いたしました際に、使用料の改定を行っておりますが、その際の使用料の算出は、ただいま申し上げました基本的な考え方をもとに算出をすることとし、当該施設につきましては、人件費を含めました維持管理を基礎に算出をしており、おおむね一面1時間1000円と算出をされましたが、近隣との比較や、砂入り人工芝コートが、先駆的な取り組みであったことなどを考慮し、一面1時間800円の設定となっております。

「近隣市に比較して高いのでは」とのことでございますが、現在のところ、近隣の施設は、幾分安いようではありますが、施設の設置、整備、その後の維持管理に要するコストと受益による負担とのバランスを考慮する中で、市としても種々配慮した上での料金設定でありますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○7番（原田剛君） 丁寧な御答弁、どうもありがとうございました。

それでは、混合方式でありますので、ここからは順を追って一問一答で質問してまいりたいと思います。

1項目目、環境行政についての1点目、福生市地球温暖化対策設備助成金制度についてでございます。

7月に行われたときは301万円の予算で、ほぼ1日で予算助成額いっぱいになったということでございます。そして、今回も聞いたところによると、開始されて30分ぐらいですぐにいっぱいになったというようなことも聞いております。

それで37名並ばれて、16名の方が申請できたということですが、受付された担当者、お断りするのにも大変だったかなというようなことを推察いたします。

隣の家が何かやっている、こういった状況であれば、自分の家もやれないかと思うもので、市の助成制度があるということであれば、いろいろと広報もやっていただいておりますが、うわさでも広がるものだと思っております。地球温暖化対策として重要

な事業と思いますが、来年度に向けて充実させていきたいとの御答弁です。

当初予算301万円、補正額で201万円ということで、合わせて502万円ということでございます。

今年度の実施計画書の上では来年度の予算は301万円となっておりますが、来年度について、実施計画の段階から502万円、こういった助成額にするのか、またこれを上回るような助成額にするのか、こういったお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○生活環境部長（森田秀司君） 地球温暖化対策設備助成金につきましては、今年度の状況等、非常に皆さま関心があるということでございますので、来年度予算に向けましては、今年度を上回るような形で財政当局とも折衝をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○7番（原田剛君） 積極的な御答弁、どうもありがとうございました。

やはり市民が関心があるということでございます。他市ではこういった助成制度がないようなところもあって、そのような市からは、本当にうらやましがられてるというそういった状況でございます。

本当に福生市はその点、先進的だと思いますし、限られた予算であります。2030年にCO₂50%削減、これ向かってぜひとも頑張りたいと思います。

それでは、2点目の方に移ります。

環境家計簿コンテスト・緑のカーテンコンテストについて。

環境家計簿の方が24件、緑のカーテンコンテストは29件、参加者数は少ないように思いますが、市内を歩くと、ことしは緑のカーテンという形で、いろいろところでふえてるなという感じがしました。実際やっても応募する方が少なかったのかなと思えるところであります。

それで、ことしはリサイクルセンターも緑のカーテンも行ったと思いますが、このリサイクルセンターの状況や、また、緑のカーテンコンテスト、こういったところに応募した方で、特徴的なものがありましたら教えていただきたいと思います。

○生活環境部長（森田秀司君） 緑のカーテンでございます。

今年度、リサイクルセンターでも緑のカーテンを取り組みました。廃材として出されたプランターですか、そういうのを利用しまして、緑のカーテンでゴーヤを作ったということで、幾つか収穫があったように聞いております。

そのほか、市内の緑のカーテンの応募作品の内容でございますけれども、コンテストは、緑のカーテンの大きさ等を評価する「緑のカーテン部門」、あとは、育てるのに苦労したことや、工夫したことをアピールする「特別部門」、両部門でございます。

応募の内訳といたしましては、学校等の団体が2件、個人が27件となっております。応募作品の幾つかを御紹介させていただきたいと思います。

学校では、第七小学校が、児童会の環境委員会の児童を中心にいたしまして、先

生の協力を得まして、校内3カ所でゴーヤとアサガオのカーテンに取り組みました。毎日の水やりや草取りが大変だったこと、室内が涼しくなったこと、ほかの児童からも関心を寄せられ、環境教育の象徴として意義があることなど、感想をいただきました。

個人の方では、御夫婦や御家族での取り組みが多く、生ごみや落ち葉を利用した堆肥を使った方、ゴーヤやアサガオではなく、ブドウですとかトマトに挑戦された方もいらっしゃいました。

効果といたしましては、部屋は涼しくなったとの感想をいただきました。中には、ことしはクーラーを使わなかったという方もいらっしゃいました。取り組みは有意義で、来年も参加したいとの感想が多く寄せられておりました。

以上でございます。

○7番（原田剛君） ありがとうございます。

いろいろな形で、小学校としても参加されていて、環境教育、そういったものに本当に意義あることだということでございますし、また、いろいろ形で、部屋が涼しくクーラーを使わなかった等の効果があったということで、またこれについても、ぜひ来年もやっていただきたいと思います。

それで先日、CO₂削減の研修会でも、冬場に暖房を使うことで、これによってCO₂排出量がふえるという、吉田先生が言われておりましたが、冬場に環境家計簿コンテストを行うのもおもしろいかなと思います。これは要望にさせていただきたいと思います。

また、環境家計簿コンテストの方では、来年度、環境家計簿普及事業も計画しているということなので、この件数からいくと、もっともっと参加していただきたいなと、私も本当に参加しようと、そういった決意でございますが、さらなる普及をお願いしたいと思います。

そして、緑のカーテンの方も、来年度もさらに多くの小学校や中学校なんかが参加できるような形で、そういったもので、すばらしい事例が生まれると、とてもいいなと思っております。

来年度もぜひともお願いしたいということで、またPRをしっかりとお願いしたいと思います。

環境行政については以上で終わります。

次に、防災行政の方に移ります。

1点目の福生市家具転倒防止器具支給事業についてでございますが、11月27日の段階で754件の申請、当初440世帯の予定で、まだまだ予算的にはあるということで、800世帯ぐらいまでできそうだとの御答弁でございました。

今回、事業については、市から直接転倒防止器具を支給するのではなく、市が指定している店舗で器具選びっていうか、その場で申請するという方法でしたが、こういった方法をとったことについてのよかった点、また、問題点などあったら伺いたいと思います。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、家具転倒防止支給事業について、店舗での申

申し込みでよかった点、あるいは問題点等についてでございますが、まずは、よかった点でございますけれども、お店の方と個々の御家庭の状況に応じて、どのような器具の種類がいいのか、あるいはサイズはどのくらいのものが適当かなど、専門のスタッフの方と、直接相談やアドバイスを受けながら、その場で申し込みができたことがよかった点であると、そのように考えております。

また、受付時間につきましても夜7時まで可能でございます、さらに日曜日も申し込みができることなどによりまして、多くの方の申し込みをいただけたと、そのように考えております。

また、問題点ということでございますが、申し込み店舗が一店舗ということで、6月の受付開始当初は、申し込みが殺到いたしましたり、御自宅までの配送も、少し時間がかかってしまいまして、申し込みをされた方には、大変御心配をおかけしたところでございます。

来年度もこの支給事業を継続して実施してまいります、複数店舗で受付・申請ができるような、そのような体制で実施できればと考えております。

以上でございます。

○7番（原田剛君） よかった点、問題点等、今述べていただきました。

店舗で直接専門のスタッフの方に相談して、そのような中でアドバイスを受けながら、「あなたのところはこういったものいいだろう。」というような形で、できたというのは、よかったのかなと思います。

それから、一店舗だったということで、来年度は、店舗数をふやしてということでございますので、また、その辺もぜひとも、申し込みされる方が、混み合ったときの対応というか、そういったことでは本当にお願ひしたいと思ひます。

まだまだ予算的にはあるということでございますので、またどこかでPRをしっかりとしていただきたいなど、この辺をお願ひいたしたいと思ひます。

次に、災害時要援護者の支援について、2回目の質問をさせていただきます。

災害時要援護者登録制度への取り組みに向かって、具体的な検討を行っているとのこと。他市でもやはりこの災害時要援護者登録制度、これはもうスタートしているところもあります。

災害時に安否確認や避難誘導、その他適切な救援活動を速やかに行うことを目的として、消防署や警察署、消防団、民生委員等に事前に、そこにどういふ方が住んでいらっしゃるのか、そういった情報を提供するもので、そういったことがホームページ等でも紹介されております。

これについては、清水議員の方も言われておりましたが、近年やはり個人情報の問題、こういった問題からなかなか教えたがらない、こういった方もいると思ひます。

この登録制度ができて、やはり実際登録者がふえないと進まないものと、このように思ひますが、実際この制度、災害時要援護者登録制度を行っている他市の状況ということで、何年ぐらいからスタートして、その間の登録状況といひますか、どれくらいの方が登録されているか、わかっている範囲で結構でございますので、教えていただけますでしょうか。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、災害時要援護者登録制度の他市の状況でございますが、近隣では、昭島市、武蔵村山市が、当市で実施を検討しております手あげ方式により実施をいたしております。

昭島市は、平成16年度からスタートをいたしております、現登録者数は461人、また、武蔵村山市は、平成13年度からの実施で、現登録者数は458人でございます。

以上でございます。

○7番（原田剛君） はい、ありがとうございました。

昭島市、武蔵村山市で、もうスタートしているということでございます。

実際、昭島市で461名、また、武蔵村山市で458名ということでございます。

実際に先ほども申しましたが、このような制度ができて登録は進まない、やはり意味がないものだと思います。

そこで、高齢者のひとり暮らしなど、こういった方、在宅介護事業所、こういったことで、ヘルパーなんかが入っていると思いますが、こういったヘルパーが入っているところにおいては、本人の同意のもとに、その方が代わりに申請するというような、そういった仕組みづくり、このようなことで行っていただければ、より多くの方が登録していただけるのかなと思います。

また、ことしの6月定例会で青海議員が質問しましたが、お年寄りが病気などで倒れたとき、駆けつけた救急隊員に役立ててもらおう目的で、病歴や緊急連絡先を記入する救急医療情報キット。これもまた、青海議員の方が質問を今回されると思いますが、災害時に要援護者登録制度に登録された方、こういった方については、救急医療情報キットを配布するなど、こういったことを横断的にやっていただければ、災害の面からと救急医療の面からと、両方からひとり暮らしの方、高齢者にいろんな面から安全安心の網かけができるものと思いますので、そういったことも御配慮いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、災害時のBCPについてですが、今年度は防災訓練で、開庁日の土曜日に実施し、通常業務を行いながら災害対応に当たるという訓練を行ったということですが、私もこれを聞いたときに、その状況なんかをお聞きしたかったのですが、昨日清水議員が聞かれましたので、それは了解いたしました。

そのような中でやはり、メイン会場でなく、ほかの会場の人員配置なんか今後考えていかなければならないというような問題点があるというようなことも言われておりました。

そして、御答弁の中で、ちょっと気になるところが、土曜開庁の防災訓練を繰り返し検証しながら、体制づくりをするということですが、防災訓練は1年に1回でやっているわけです。

また何年繰り返し検証したらBCPをつくるのかなというところですが、いつまでにつくるのかなというところが本当に聞きたいところですが、都のBCPの方で、区市町村への支援というところはあるのですね。そこへいろいろなことがずっと書かれてあるのですが、最終的に区市町村は、途中端折りますが、事業継続

計画を策定する必要があるという、こういったことで終わってしまっているのですね。

また、その中で今後の取り組みということで、都は区市町村に対して、事業継続計画の必要性とその効果を十分に説明し、本計画策定に関する情報提供や助言などを行い、区市町村の事業継続計画の策定を積極的に支援するというふうに明記されているのですね。

そういった点からもいろいろな力を使って、ぜひとも策定をやっていただきたい、進めていただきたいということでございます。

いつですかという話をしたいのですけれども、昨日の答弁にもありましたが、今インフルエンザのBCPをやっているというので、これが年内に策定されるということで、その後というお答えでしたので、聞いても同じ答えしか帰ってこないかなということをおもいますので、またどこかで、聞かせていただきたいと思いません。

お願いいたします。

次に、ヘリサインについてですが、災害時の的確かつ迅速な情報収集のため、近年ヘリコプターからの映像による被災情報の収集、伝達システムの整備が進んできていますが、現状では、GPS機能を搭載したヘリコプターは限定されており、GPS機能が搭載されていないヘリコプターや、実際災害になった場合に、他の自治体からいろんな応援が来るわけですが、土地感のない他の自治体等からの応援ヘリコプターなどは、位置の確認に時間がかかるという状況にあります。

御答弁でも市の北側、二中校区であればよい、この校区には、福生病院があるので、病院側とも調整を図ってまいりたいという御答弁でございます。

今、福生病院は、現在建てかえ中ということもあり、この工事にあわせてヘリサインの設置ができれば、非常によいタイミングでできるかなと思います。その辺で、福生病院の方は、一部事務組合ということもありますが、お互いに福生病院は福生病院だとか、地域防災計画のことは福生市だとか、そういったことにならないようにぜひとも調整をしていただけるということによろしいですね。うなずいていただきましたので、ぜひともお願いいたします。防災行政については、以上でございます。

次に、3項目目のスポーツ振興について再質問させていただきます。

1点目の市の体育施設・学校施設の使用について、市営競技場の方で最近ソフトボール大会をやって、そのボールが、打った打球が駐車場まで飛球する、こういったこともあったというように聞いております。

御答弁で、当該施設等に起因する損害及び被害の場合は、市がその責を負うということですが、その対策としてネットフェンス、かさ上げ等を行い、損害・被害が及ばないような対策を行っているところでございます。

市営競技場でも、駐車場に飛球しないような対策として、これは羽場議員も要望しているところでありますが、競技場と駐車場との間なんです、ここにネットフェンス、これを設置することはできないか、それについてお伺いしたいと思います。

そうすれば安心して使用できることになるとおもうので、その辺お聞かせください。お願いいたします。

○教育次長（宮田満君） 市営競技場のフェンスでございますけれども、現在、市営競技場全体の管理上の問題がありまして、フェンスの設置を考えているわけでございます。また、現在、競技場整備工事も始まっておりますけれども、改善ができておりません。

そこで、今後、施設設備等の課題をもう一度精査いたしまして、検討、見直しを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（原田剛君） はい、ありがとうございました。

管理上いろいろ課題もあるということで、グラウンドに自由に入場できてしまうなどということがございますので、今後はやはり、その辺の課題も合わせてできる方向でやっていただきたいなというところでございます。

そこで、使用という面で、市営競技場の方ですが、冬場の方ですが、夜間、閉場ということになっていきます。市民の方からの要望で、冬場の夜間も使いたいというような話が聞こえてくるのですが、市営競技場が、今整備が入っておりますが、その終了後、夜間の使用について、どのようにお考えか。

また、福生野球場の方もまだまだ先でございますが、これについても夜間使用についてどのようにお考えか、その辺の考え等がございましたらお聞かせいただきたいと思っております。お願いいたします。

○教育次長（宮田満君） 競技場の夜間の使用でございますけれども、野球場も同様でございますが、現在抱えている課題といたしましては、管理人の配置による管理費の問題、周辺住民とのコンセンサス、こういったところが課題となっておりますけれども、野球場につきましては、今後、整備を進めることによりまして、外野部分が人工芝となります。通年の利用もできます。この部分、冬期の夜間使用ということも考えられます。こういったところを、さまざまな課題を精査する中で、十分な準備をして進めてまいりたいと思っております。

野球場と同様、市営競技場もただいま申し上げましたようなことでございますけれども、こちらにつきましても、現在夜間使用の要望もございまして、さまざまな課題を見直して進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○7番（原田剛君） ありがとうございます。やはり、管理人の配置とかそういった問題があるということがございます。また、使用する限りは、周辺住民がいらっしゃるということで、その辺の課題も出てくるのかなということがございますが、やはりいろいろ施設がありますので、そういった住民の反対がなければ、使えるような形で検討をお願いできればとこのように思う次第でございます。

次に、体育施設の使用料について、2点目、再質問させていただきたいと思っております。

体育施設については、多くの市民の方に利用していただきたいという思いがあります。

高齢者等もいろいろと市の方も事業をやっているからといって、筋力低下防止とか多くの市民の方に健康維持していただきたいということで、事業を行われておりますが、いろいろなところで利用するからには、低い方がいいのかなということですね、テニ

スだけを取り上げさせていただきましたが、他の部分を比較してもそんなに変わらないのですけれども、テニスの分はちょっと高いかなと思った次第で、今回質問させていただきました。

維持管理費というところで、コスト的なものから算出しているということで、用地費、建設等工事費、調度と備品費、想定される運営費、人件費などということで、これら耐用年数、稼働率などから単価を算出してということでございます。

そういった意味から算出させていると思いますが、そうなってくると、やはり人件費とか維持管理費っていうのが、下げられるところかななんて思う次第でございます。

こういった維持費を下げる努力というか、最近ではLEDっていう形で、いろいろな照明を道路の方もLEDに変えていこうっていうことなど、こういったことが挙げられておりましたが、夜間照明なんか、こういったものに関してLED照明にするなどですが、そんなことをすると、ランニングコストが減って維持費が減ってなんて私なんか単純に思ってしまうのですが、そういったことに関して、維持管理費を下げることにについてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○教育次長（宮田満君） 維持費等、管理費の軽減を図ることによる使用料の軽減ということでございますけれども、議員御指摘いただきましたとおり、業務を見直し、まず第一に必要でしょうし、また、高熱水費のむだがないかどうか、こういったことの見直しも十分しなければいけないと、その辺をこれから再度精査いたしまして、努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（原田剛君） いろいろな業務、また、高熱水費等を見直してということで、努力していただけるということで、維持費を下げる努力をしていただけるということでございます。

この中でも人件費っていうのは、単価は下げられないと思いますが、夜、テニスコートなんかで使用してないとき、シルバーの方が一人で管理棟にいるわけなんですけれども、一人でいて真っ暗で怖いっていうようなこともよく聞いたりします。

そういったときに、うまく調整できないかなっていうのを思う次第でございますが、今の状況としては、あいていれば使えるという状況で、団体が先に予約して、そのあいたところを普通使えるという状況で、その対応に管理人がいらっしゃるということでございます。

その辺でいろいろと工夫していただいて、管理人がいなくてもいい時間帯とか、そういったものがつくれば、だんだんと人件費等が下がるのではないかなというような感じで、素人考えでちょっと思う次第でございます。

というところで、いろいろとまたそういったことでは御努力をお願いしたいというところでございます。

いろいろ今回、環境行政、防災行政、スポーツ振興についてお話しさせていただきました。

このような中で、いろいろこれをという形で、いろいろ再質問で突っ込んでいこうと思ったことがもう1回目の答えで、すぐにかえってきたような、積極的に取り組

んでいただけるというようなことで、かえってきたような次第でございます。

環境家計簿の普及事業とか、災害要援護者登録制度など、本当に積極的に来年度に向かって取り組んでいただいているということで御理解いたしました。

今後も加藤市長では攻めの事業展開を行っていただきたいということをお願いいたします、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聰君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

なお、次回本会議は、12月3日、午前10時より開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後3時56分 延会